

令和 8 年度

入園のしおり

(重要事項説明書)

____さんは
____歳児____組でお迎えします。
どうぞ、よろしくお願いします。



社会福祉法人 水の会
世田谷いちい保育園南ウイング
東京都世田谷区弦巻5丁目10-22
電話 (03)6413-7171
Fax (03)6413-7172

目 次

設立の理念	3
保育目標	
世田谷いちい保育園南ウイングの概要	4
1. はじめに	6
2. 保育園の役割	
3. ご家庭と保育園の連携を	
4. 保育を提供する時間及び日	7
5. 休園日	8
6. 送迎について	
7. 慣れ保育について	
8. 保育料等について	9
9. 保育利用の終了について	
10. 延長保育の利用方法について	10
11. 給食について	
12. お子さんの体調などについて	11
13. 守秘義務及び個人情報の取り扱いについて	14
14. 非常災害時の対策について	15
15. 災害時の避難について	
16. 災害時のお子さんの引き渡しについて	16
17. 虐待の防止について	
18. 顔認証システムの利用について	
19. その他	17
20. 保育園の一日	18
21. 持ち物について 0歳児	19
1歳児	20
2歳児	22
3歳児以上	24
園からお渡しするもの	25
22. 登降園の際の持ち物について	26
23. 日本スポーツ振興センター加入について	27
24. 個人情報のお取り扱いについて	30
25. 保育相談窓口について	31
別紙 1 「延長保育利用料一覧表」、「同意書」「個人情報使用同意書」(差し込み)、 保健のしおり	

どこの国の文化・政治にしてもその創造主は人間です。それぞれの国の慣習や文化の土壌は、その国の自然や風土との関わりから生まれ、培われてきました。その大切な自然が破壊され、かわりが失われてきていることは、先人が築いた文化・政治が歪んできており、望ましい営みを次代に引き継いでいくことが困難になってきていることでもあります。

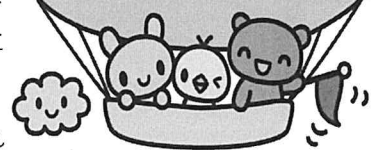
幼児期から自然に触れ、四季折々に見せるダイナミックな変化から培われる感性や、変化の段階で見せる自然の厳しさ、それと対峙することによる苦しさ、それに向かっていく積極性、そして時には挫折感を抱くこともあります。

幼児期はこのようなことを知識的に学ぶよりも、体験を通して学んでいくことにより「依存から自立・自律」へと成長を遂げていきます。

自然と調和して生活・文化を形成してきた先人達との交流ができる環境を構成していくことも大切な役割と思っています。その役割を通して「自立・自律から依存」に流れがちな高齢者にとってもその速度が薄まってくるものと思われます。

幼児の保育も高齢者の支援も、従事するものにはその高い見識と専門性が要求され、そして責任が伴ってきます。私達はその両方に従事できる恵まれた環境のもとにあり、そこで学びえた文化を次代へと継承しなければならないものと思っています。（創立者 瀬川 五水）

子ども主体の保育を大切に・・・



世田谷いちい保育園南ウイング
保育（教育）目標

やさしく

たくましく

心ゆたかに

保育の特色

『自然から学ぶ』という設立の理念のもとで、「子どものありのままを受け入れる」「子ども自身が持っている、自ら伸びる力を信じる」「保育者と子どもと一緒に園生活をつくる」ことを、保育者の姿勢として大切に、『子どもに視点を置いた保育』を保育方針の柱にしています。

幼児期の子どもには、遊びが大切な学習の場であり、遊びの体験を通して成長・発達に必要な学びを得ていくことを大事にしています。保育園は養護と教育を一体的に行なうことが特性となりますが、養育・教育・保育の視点から、0歳から6歳までの子どもの成長過程を見通した指導計画を作成し、中でも3歳児以上については、幼児教育という視点から保育を行なうことを大事にしています。

また、乳幼児期の保育（教育）とは、子どもたちの内面を育てることが一番大切になりますので、いろいろな遊びや活動を通して、自分の周囲にいる人に優しさや思いやりの気持ちをもつ「心情面」、困難に立ち向かい克服する力や様々なことに自分から挑戦する「意欲面」、社会生活に必要な知恵（話し合い・協力・工夫・規律など）「態度面」を培うことを目的に保育を行ないます。

世田谷いちい保育園南ウイングの概要

<施設運営主体>

名 称	社会福祉法人 水の会
所在地	〒060-0063 札幌市中央区南3条西1丁目1番地1
連絡先	電話番号 (011) 205-0341 Fax 番号 (011) 205-0342
代表者氏名	理事長 瀬川 信子

<利用施設>

施設の種類	認可保育所					
施設の名称	世田谷いちい保育園南ウイング					
施設の所在地	〒154-0016 東京都世田谷区弦巻5丁目10-22					
連絡先	電話番号 (03) 6413-7171 Fax 番号 (03) 6413-7172					
管理者	園 長 長田 千宗					
対象児童	(1) 利用定員					
	子どもの区分				定員	
	2号認定の子ども				72人	
	3号認定の子ども		満1歳以上		48人	
			満1歳未満		9人	
	年齢別					
0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	
9人	24人	24人	24人	24人	24人	
(2) 地域の保育の需要等の状況から利用定員を超えて子どもを受け入れる場合があります。						
開設年月日	平成28年4月1日					

<保育所の職員体制とクラス編成>

(1)職務内容と配置数(2026年4月1日現在)

職 種	職務内容	常勤	非常勤
総 園 長	世田谷いちい保育園南ウイング・北ウイングの両園の運営管理を行います。	1	
園 長	保育園の管理運営を統括します。また、苦情解決責任者として苦情の解決にあたります。	1	—
主任保育士	保育内容について保育士を統括するほか、園長の補佐を行ないます。また、苦情の受付を行ないます。	1	—
保 育 士 (保育補助)	保育計画に基づき保育を行ないます。また、家庭との連絡等の業務を行ないます。	19	13 (5)
栄 養 士	子どもの栄養管理と栄養指導を行ないます。また、衛生管理・指導、食育の推進に係る業務を行ないます。	1	—
看護師	子どもの健康管理や健康指導などを行います。	1	—
調理員	給食の調理などを行ないます	委託	
用務員	園舎内外の清掃やその他保育園の運営に必要な雑務を行ないます。	委託	
小児科医	定期的に子どもの内科健診を行ないます。	嘱託	
歯科医	定期的に子どもの歯科健診を行ないます。	嘱託	
備考			
1 児童福祉法施行条例に規定する基準を遵守した上で、保育の提供に必要と認められる職員として、上記種類の職員を配置します。また、必要に応じて上記に掲げる職員以外のものを配置することがあります。			
2 職員は、子どもの人数に応じて必要な員数を配置します。			

(2)クラス編成と職員の配置状況(2026年4月1日現在)

対象年齢	クラス名	児童数	担当保育士数	備 考
0歳児	もみじ組	9人	3人	
1歳児	かえで組	24人	5人	
2歳児	も も組	24人	4人	
3歳児	さくら組	24人	2人	
4歳児	こぶし組	24人	2人	
5歳児	しらかば組	24人	2人	
備考				
1 担当保育士数は、受け入れる子どもの人数により増減することがあります。				
2 担当保育士のほか、状況に応じてフリー保育士が保育を補うことがあります。				

1. はじめに

このたび、ご家庭から大切なお子さんをお預かりすることになりましたが、親の手元を離れ、初めての社会生活を送ることになりますので、何かと不安なこともあるかと思います。保育園では一人ひとりのお子さんを大切にしながら、お子さんが喜んで登園し、楽しく園生活を送ることができるようにと願い、職員一同で援助してまいりますので、ご家庭でも十分な心配りをお願いいたします。

2. 保育園の役割

保育園は、一定の理由により家庭で保育を受けることのできない乳幼児を、ご家庭に代わって保育することを目的として児童福祉法に基づく児童福祉施設になります。

3. ご家庭と保育園の連携を

保育園は、お子さんが初めて社会に接する場であり、乳幼児期は人格形成の上でとても重要な時期にあたりますので、日々一生懸命保育に取り組んでいます。

しかし、お子さんの健やかな成長とは、保育園だけでできるものではなく、ご家庭の力が大きな役割を果たします。園と家庭とがお互いに連携を密にしながら、協力しあい、同じ目線に立って、お子さんの望ましい成長と一緒に考えていきたいと思っております。

また、ご家庭で親子の触れ合いの時間を多くすることは、お子さんの成長にとっても大切なことです。その機会をできるだけ作っていただきたいと思います。

今後、園生活を送るなかでお気づきのことや、お困りのことなどがありましたら、いつでも担任はもちろん園長・主任までご相談ください。

ルクミーの利用について

- ・本園では、スマートフォン/タブレットベースのコミュニケーションサービス「ルクミー」を導入しております。電話や対面に加え、専用アプリのルクミーで、連絡帳のやり取りや出欠連絡、お知らせの配信、行事の確認等ができます。※別紙参照
- ・お子様の登降園時刻の管理をルクミーで行っていますので、必ず玄関内でスマートフォンまたはタブレットでの打刻をお願いいたします。タブレットでの打刻の際は、押し間違え防止のため、保護者の方が打刻を行ってください。
- ・お子様のお家での様子や、体調確認を行います。ルクミー内の連絡帳は必ず登園前に提出をお願いします。また、職員が欠席や遅刻等の確認を行うため、登園前であっても9:00までには連絡帳の提出をお願いいたします。土曜日も登園確認のため、欠席であっても連絡帳の提出をお願いいたします。
- ・お迎え時間が変わる場合には事前にルクミーにてお迎え変更をし、お知らせください。
- ・ルクミー内で、写真の配信を行います。画像の保存や加工、SNS への転載、転用は禁止と

します。また、子どもたちの活動の様子をお知らせするためのツールですのでお子様の写真の写りの枚数に差がありますことをご了承ください。

- ・緊急連絡先や保護者情報、お子様の情報を記載いただく項目がありますので、必ずすべての項目を入力いただきますようお願いいたします。また、記載内容に変更が生じた場合は、その都度速やかに変更をお願いします。

4. 保育を提供する時間及び日

当園では、保育を提供する時間や日を次のように定めています。

(1) 保育時間

保育必要量	対象時間
保育標準時間	7時15分から18時15分までの範囲で保育を必要とする時間
保育短時間	8時30分から16時30分までの範囲内で保育を必要とする時間

(2) 時間外保育

保育必要量	対象時間
保育標準時間	18時16分から20時15分までの範囲で保育を必要とする時間
保育短時間	(1) 7時15分から8時30分までの範囲で保育を必要とする時間 (2) 16時30分から20時15分までの範囲で保育を必要とする時間

- ・登園は、開園時間から各クラスの活動が始まる午前9時30分までにお願いします。
- ・病気や用事などでの欠席及び遅刻をする場合は、給食準備の都合がありますので、9時までにルクミー連絡帳の提出、または電話にて必ずご連絡ください。提出がない場合はこちらから出欠席の確認のため、電話連絡をさせていただきます。
- ・一日の保育時間については、保護者の勤務時間や通勤時間、その他家庭の事情があると思いますが、できるだけお子さんに無理のかからないようにお願いします。育児休業中の方や仕事がお休みの日につきましても、お子様との時間を大切にいただき、保育時間を短くしたり、一緒にお休みしていただいたりする等のご配慮をお願いいたします。
- ・突発的に土曜日に保育を利用する場合は、給食の準備や人員配置等の都合上、利用する週の4日前（祝日を含まない）までに職員までお申し出ください。

(3) 保育を提供する日

月～土

（国民の祝日に関する法律で定める休日と12月29日～1月3日を除きます）

ただし、保育園の判断により、必要に応じて上記の日以外であっても保育をすることがあります。

5. 休園日

日曜、祝祭日、年末年始（12月29日～1月3日）、その他、災害、伝染病などの発生時、非常時の場合には休園または時間短縮することもあります。

6. 送迎について

- お子さんの送迎は、ルクミー内で登録された方による責任のもとで行うようにお願いします。
- 事故等の防止のため、登園時にはお子さんを確実に保育者に託し、降園の時にも保育者にはっきりと声をかけてください。
- 降園時間やお迎えの人が変更になる場合は、事前にその旨を電話連絡もしくはルクミー内でお迎え変更を送信していただくようお願いします。（送迎者は原則 18 歳以上の方のみ）
- 当園では、保護者の方が送迎時に自家用車を利用することは禁止しております。園周辺に路上駐車することの無いようお願いいたします。（近隣の方から警察に通報がいく場合があります）いつもと違う方がお迎えの場合はその方にも必ずお伝えください。
- 自転車で来られる方は、園内にある駐輪場にきちんと止めてください。園敷地内（門扉より中）では、自転車から降り押して移動をお願いします。お近くの方はできるだけ徒歩での送迎にご協力ください。また、自転車の交通ルールを守って登降園ください。
- お迎えの際は速やかな降園にご協力ください。玄関前のスペースや駐輪場は、声が反響するため、近隣の方から頻繁に苦情が入ります。また、園周辺の道路やマンションの敷地内での滞留は近隣の方へのご迷惑になりますのでご配慮いただきますようお願いいたします。

7. 慣れ保育（時間短縮保育）について

保育園では、お子さんがスムーズに園生活に慣れていくことができるように、入園した日から1週間程度の慣れ保育を下記のように実施しています。慣れ保育は保護者の方の仕事復帰の時期に合わせて調整も可能です。

	時間	0～5 歳児
4月1日	10:00～10:30 まで	入園お祝い会
1 日目	9:00～10:00 まで	各クラスで過ごします
2 日目	9:00～11:00 まで	各クラスで過ごします
3・4 日目	9:00～12:00 まで	離乳食・給食がでます
5 日目	9:00～15:30 まで	午睡・おやつが始まります
6 日目	平常通りの登降園	

※お子さんの様子を見て、場合によっては慣れ保育を延長する場合もあります。ご質問やご相談がある場合にはお申し出ください。慣れ保育の開始日についてはお仕事の復帰に合わせていただいて構いません。

8. 保育料等について

(1) 保育料について

- ・令和7年9月から第1子保育料が無償化となります。これにより、認可保育所に通う区内在住のすべてのお子さんの保育料が無償化となります。
※延長保育料等は無償化対象外です。
- ・区外の方はお住いの自治体へお問い合わせください。

(2) 保育料以外の費用について

ア 適宜に係る費用

延長保育を利用の場合、希望される方を対象に園の厨房で調理した夕食の提供を行いますが、夕食代金として利用料金とは別途に「1食250円」をお支払いいただきます。

※補食代金（おやつ）は、延長保育の利用料金の中に含まれます。

イ 延長保育料について

- ・区立保育園と同様の料金体系で、P32の「延長保育料一覧表」に沿ってお支払いいただきますので、ご確認ください。なお、この料金表は月額1時間利用の料金になりますので、2時間延長を利用された場合は、1時間利用料金×2となります。
- ・スポット利用の場合には月額料金の10%の金額が1回利用の料金になります。
- ・1か月に10日以上利用された場合は、1時間延長の月額料金を適用しお支払いいただきます。

ウ 給食費について

令和7年9月分からの給食費（主食費：ごはん、副食費：おかず・おやつ・牛乳・お茶等）はすべてのお子さまが無償化となります。

9. 保育園利用の終了について

(1) 保育の提供の終了

保育園を利用されているお子さん、または保護者が次のような状況に該当するときには保育の提供が終了となります。

- ・小学校に就学したとき。
- ・2号認定子どもまたは3号認定の子どもでなくなったとき。
- ・子どもの居住地市町村と協議のうえ適当と認められないとき。
- ・保護者から退園の申し出があったとき、または転園したとき。

(2) 退園または転園の手続きについて

保護者は、本園を退園しようとするときには、退園が決まり次第、園長に対し退園届を提出してください。（区内の保育園に転園の場合には必要ありません）

10. 延長保育の利用方法について

保護者の勤務状況などにより、通常の保育時間内でのお迎えがどうしても困難なときには、延長保育を実施しております。利用方法などについては下記のようにしております。

- 利用を希望される方は、あらかじめ年度はじめに「延長保育利用申込書」に必要事項を記入の上、園に提出してください。
その上で、利用希望日の朝までに、登園時受け入れの保育士にその旨をお伝えいただくか、ルクミー内の連絡帳で降園時間をお知らせください。
- この他に、もし急な都合によりお迎えが間に合わない場合にも、当日の通常保育終了時間（午後6時15分）までにご連絡をいただければ、延長して保育を行ないます。
- 夕食の申し込みは、基本利用日の4日前（土日祝日除く）までとなっておりますが、突発的な利用の場合はご相談ください。夕食の提供は、基本的に2時間延長（お迎えが19時15分以降の）のお子様を対象といたします。夕食のキャンセルは、当日の15時までにご連絡ください。それ以降の連絡は、夕食代をいただきます。
- 万一、延長保育終了時間（20：15）までにお迎えが間に合わなくて遅れる場合には、必ず20時00分前に電話連絡をお願いします。

11. 給食について

- 本園では毎月、園の栄養士が1ヶ月単位の独自の献立表を作成し、給食の提供を行ないます。
- 5歳児は、毎日の給食とおやつを1階中央にある「いちいキッチン（ランチルーム）」で食べます。3、4歳児クラスはおやつにランチルームを使用します。それ以外のクラスは、保育室で食べます。
- 毎日の給食はルクミーにて写真で配信いたします。
- 献立内容は、毎月末にルクミー内のお知らせにて配信する献立表でご確認ください。
- 季節毎に栄養士から「給食だより」を発行します。食に関する情報などを載せていますので、参考にしてください。
- 食事に関するご相談も受け付けていますので、お気軽にお申し出ください。

《食物アレルギーのあるお子さんの対応について》

保育園では食物アレルギーのあるお子さんについて下記のように対応しています。

- ① 医療機関で受診して、「主治医意見書」（診断名、除去が必要な食品名、除去期間などを記入）提出していただきます。
- ② 保護者、園長、主任、栄養士、担任で献立表に沿って除去の確認をします。
- ③ 基本は代替食で対応します。食物アレルギーが強く、代替食対応が難しい場合は、ご家庭と相談しながら望ましい方法で対応させていただきます。
- ④ 半年又は1年ごとに「主治医意見書」を更新していただき、更新の都度、保護者の方と面談をして詳細を確認し合いたいと思います。

12. お子さんの体調などについて

(1) お子さんの体調確認を・・

お子さんが集団の中で楽しく生活できるかどうか、毎朝保護者の目で健康状態を確かめてから登園してください。

いつもと違う様子がある場合には必ず保育士にお伝えください。

- ・朝機嫌よく起きましたか？
- ・朝食は摂りましたか？
- ・排便はどうでしたか？
- ・顔色や顔つきは普段と変わりありませんか？
- ・熱などはありませんか？

※朝の時点で微熱がある場合や解熱剤を服用し下がった熱は、その後さらに熱が上がる可能性が高いことや、他の子に症状が感染する可能性もあるため、全身症状等も見たとうえで**園での保育をお受けできない場合もあります**のでご了承ください。

他にも…

- ・爪は伸びていませんか？（毎週月曜日、受け入れの際に確認させていただきます）
- ・髪の毛は整えましたか？（長い髪は結びましたか？）

※体調不良でお休みする場合は、ルクミーで欠席の連絡をお願いします。その際にどのような症状で欠席か、病院の受診の有無を備考欄にご入力ください。

(2) 健診・身体測定について

- ・内科健診 春（兼プール前健診）・秋 年2回
- ・歯科健診 年1回
- ・身体測定 毎月
- ・0歳児健診 毎月

※健診の結果につきましては、ルクミーでお知らせします。

(3) 嘱託医について

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約をしています。

内科（小児科）

医療機関の名称	さくら小児科・内科クリニック
園医名	山崎 明香 先生
所在地	世田谷区桜 1-67-8 A・Kビル 1F
電話番号	03-6413-2211

歯科

毎年世田谷区歯科医師会より派遣された歯科医師が健診に来てくださいます。新年度についてはまだ決まっておきませんので、わかり次第お知らせいたします。

(4) 投薬について

お子さんの体調が悪く、ご家庭で薬を飲ませてきた場合には、必ず保育者にお知らせください。

※保育園では原則として、お薬はお預かりしないことになっています。

そのため、薬を処方してもらう際には、保育園に通っている旨をお伝えいただき、朝晩2回の服用にできるか等、医師とご相談ください。

※アレルギーや熱性けいれんのあるお子さん等、医師の判断で保育中に投薬が必要な場合は、保護者の申請によりお薬の預かりする場合があります。

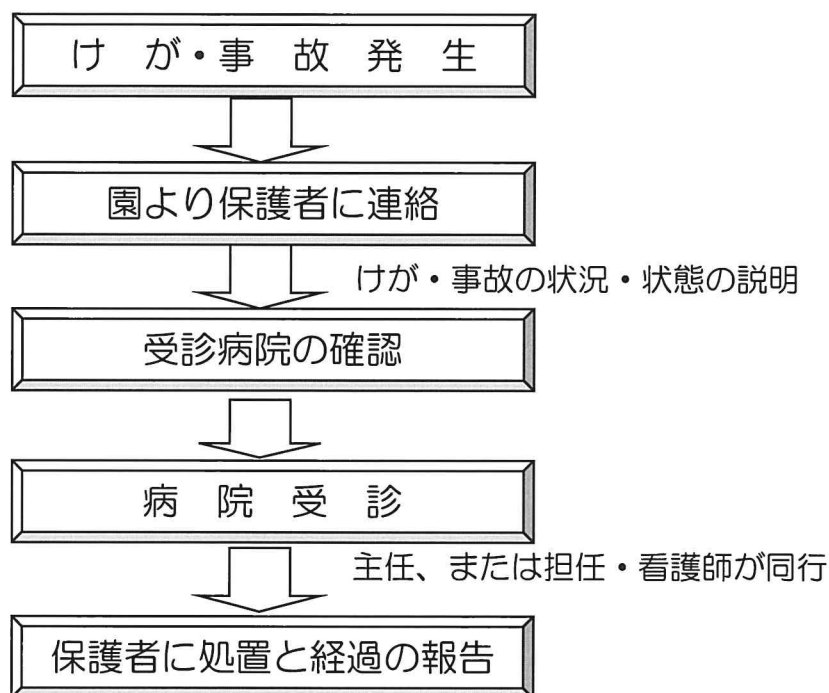
《もし、医師の診断でやむを得ず昼にも服用する場合の投薬・お薬をお預かりする場合には・・・》

- ・医師に必要事項（病名、薬剤名、投薬方法など）を記入、捺印してもらった与薬依頼票とともに、薬品名と記名をした1回分の薬を職員に直接お渡しください。
- ・液体の場合も1回量のみ清潔な容器にいれてご持参ください。
- ・薬は医師の処方により医療機関で処方されたもののみです。

(5) 保育中のけがや病気の対応について

- ・軽度の擦り傷・切り傷・打撲などは、適切に処置したのち、降園時に状況やけがの状態を報告させていただきます。
 - ・傷が大きい場合や、口唇・歯のけが・脱臼・骨折など、受診が必要なケガの場合は、至急ご連絡させていただきます。
 - ・**発熱については、平熱との差が1度以上ある場合（37.5度を目安）は、全身状態を観察した上でご連絡させていただきます。**
 - ・**38.0度をこえた場合は、再度ご連絡の上お迎えをお願いします。**
 - ・発熱以外にも、下痢・嘔吐・腹痛・目や耳の異常など、状態によってはご連絡の上、お迎えをお願いします。
 - ・保育中に病気発生や熱が出た場合など、入園時に記入していただく、「緊急連絡及び引き取り者名簿」に記載された緊急連絡先にご連絡します。
- また、保護者の方がお休みの場合は、登園の際にお知らせいただくと助かります。

(6) 病院受診の流れについて



※保育中の事故や怪我に対しては、給付金制度があり、当法人では「日本スポーツ振興センター」に加入しております。保険料などを保護者の方にご負担をいただくことはありませんが、この給付金制度は、本来は任意加入となっているため、園が加入手続きをするためには、園児全員の方に加入していただく必要があることから、入園時に同意書の提出にご協力いただいております。

(7) 感染症について

- たくさんの園児が生活する保育園では、感染症にかかるリスクが高くなりますので、あらかじめ予防接種を受けたり、罹患した場合には感染期間はお休みするなどして、集団感染の防止のためにご協力をお願いします。
- 学校保健法に基づき、一定期間出席停止となる感染症もあります。
- 病院で感染症と診断され、回復後登園する場合には**医師の診断を受け、保護者が記入する「登園届」の提出**をお願いいたします。
- 乳幼児がかかりやすい感染症の種類や、登園の目安については、別紙 2 の「登園届」をご覧ください。

13. 守秘義務及び個人情報の取り扱いについて

個人情報は、当園が定める個人情報取り扱い規程に基づいて取扱います。なお、次に掲げる場合には第三者に対して個人情報の提供、あるいは使用することがあります。

（１）個人情報の提供

ア 保育所児童保育要録を送付するとき

小学校に就学の際には、子どもの育ちを支えるための資料（保育所児童保育要録）を法令にもとづき入学予定の小学校に送付しますので、保育に関する記録等について入学予定の小学校へ情報提供を行ないます。

イ 緊急を要するとき

緊急時において、病院その他関係機関に対して必要な情報提供を行なうことがあります。

ウ 保育の提供にあたり市区町村に対して報告が必要なとき

法令等にもとづき支給認定を行なった市区町村に対し、報告等が必要なときは情報提供を行ないます。

（２）個人情報の使用

ア 保育料の金額の情報

お住いの市区町村が認定した世帯所得にもとづく保育料の金額の情報は、時間外保育料の徴収など必要な範囲に限り使用します。

イ 子ども及び子どもの世帯の情報

提出された資料の子ども及び世帯の情報は、保育の提供に必要な範囲に限り使用します。

- ・本園の個人情報保護については、P30のプライバシーーステートメントをご覧ください。
- ・毎日、保育の様子をルクミー内で配信します。また、園だよりや園ホームページにも、園生活の様子を写した写真を掲載しますが、もし顔写真の掲載を差し控えたいご家庭がありましたら、お申し出ください。
- ・保育中に撮影した写真を保護者様向けにネット販売しております。お子様の映った写真の販売を差し控えたい場合はお申し出ください。
- ・発熱などの急用で、保育園から保護者の方の職場に連絡をすることがありますが、その際に保育園名を出すことを差し控えたいご家庭がありましたら、お知らせください。

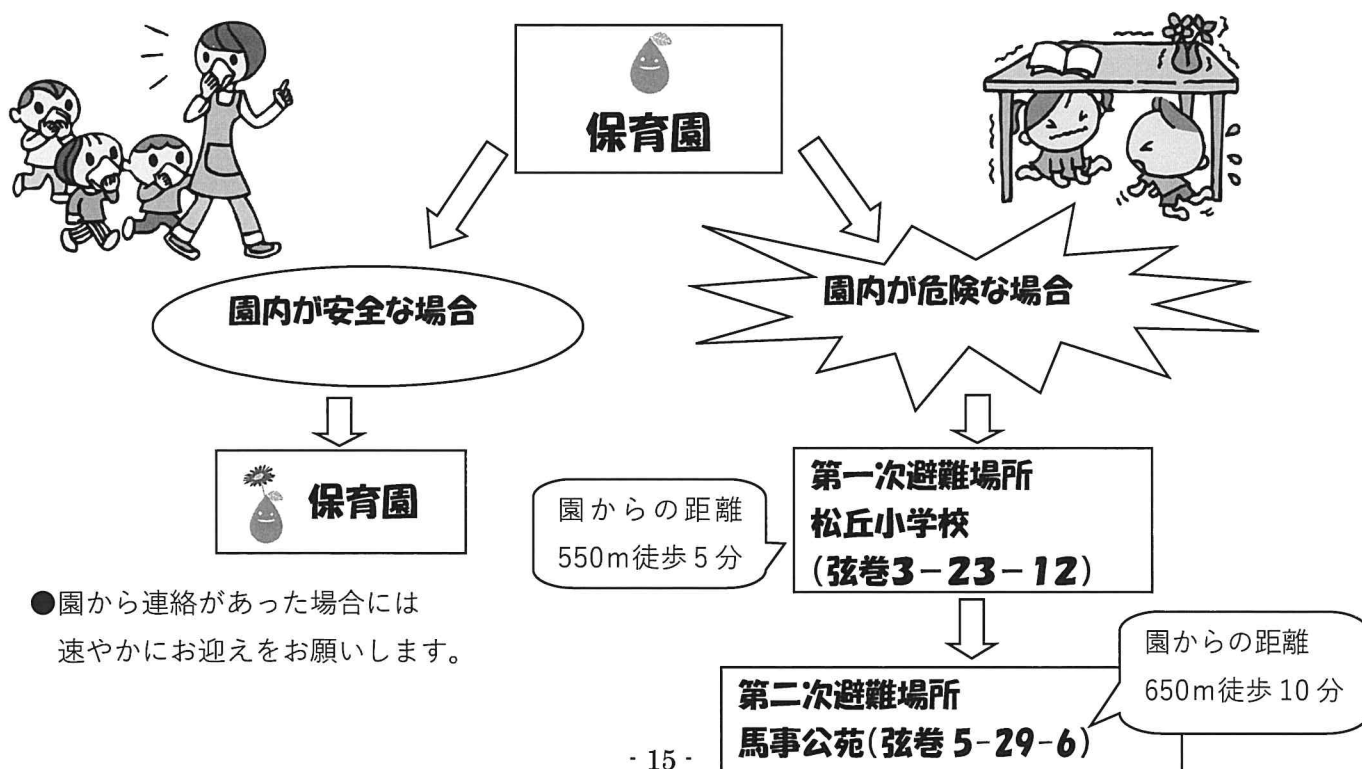
14. 非常災害時の対策について

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応します。
防災設備	・自動火災報知機 ・誘導灯 ・非常警報装置 ・非常用電源 ・その他、カーテン、敷物、建具などの防災処理 ・非常用持ち出し袋 ・災害に備えての備蓄 (食糧・飲料水・紙おむつ・防災ずきん・パック毛布・発電ラジオなど)
避難・消火訓練	条例の規定に基づき、避難訓練及び消火訓練（毎月）を実施します。
第1次避難場所	松丘小学校（弦巻3-23-12）
第2次避難場所	馬事公苑（弦巻5-29-6）
第3次避難場所	東京農業大学（上用賀2-11）

15. 災害時の避難について

- ・保育中に災害が発生した場合には、保育園では下記のような対応をとります。
なお、地震発生の場合には、園舎が耐震構造になっていますので、たくさんの園児を連れて屋外へ避難する場合の危険性を考え、基本的には園舎内で机の下などに避難しながら揺れがおさまるまで待機して様子を見ます。
- ・地震後に火災の発生につながった場合には、屋外に避難をします。避難場所は次のようになっていますのでご確認ください。

地震や災害時に保育園から避難する場合は・・・



16. 災害時のお子さんの引き渡しについて

- ・災害等の発生後の子どもの引き渡しは、原則として保護者とし、園敷地内で行なうものとしませんが、災害の状況などに応じて避難先で引き渡す場合があります。なお、交通機関等に混乱が生じて保護者が帰宅困難になることが予想される場合は、やむを得ず子どもを宿泊させることがあります。
- ・緊急時であって保護者と連絡が取れない場合は、子どもの身体の安全を最優先させ、当園が責任を持ってしかるべき対処を行ないますので、あらかじめご了承ください。
- ・緊急時のお迎え依頼や引き渡し場所等の連絡は、ルクミー内のお知らせまたは個別連絡で行います。

17. 虐待の防止

当園では、子どもの人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行なうとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとします。万が一、虐待（疑いを含む）を発見した場合は、法律に従って対応させていただきます。

18. 顔認証システムの利用について

- ・保育園の門扉と玄関の2か所は、安全管理のため施錠されております。園内に入るには電子錠を解除しないと入れません。電子錠の解除方法は2つあります。

- ① 入園後、顔認証システムにご登録された方は門扉で守衛に【お名前カード】を提示し園内へお入りください。自動ドアはインターホン横に設置している顔認証機に顔をかざして入室してください。
- ② 顔認証システムに登録されていない方が送迎に来る際は、門扉で守衛に【お名前カード】を提示し園内へお入りください。お名前カードがない場合はインターホンを押して中の職員にクラスとお名前を伝えて園内へお入りください。自動ドアはインターホンを押して再度クラスとお名前を伝えて園内へお入りください。

※朝7:30~9:30と夕方16:30~18:15の時間帯は守衛が門扉に立っていますのでお名前カードを提示してお入りください。守衛が門扉に立っていない時には防犯上の理由から門扉を施錠します。その際は顔認証システムを使用してお入りください。

※安全管理の観点から顔認証システムの登録は、週2回以上送迎をされる親族の方のみの登録とさせていただきます。

※お名前カードは卒園時や退園時にはご返却いただきます。また、顔認証システムも卒園時や退園時にはシステム上から削除させていただきます。

19. その他

- 家庭の状況に変更などがあった場合にはすみやかに園に届けてください。※所定の用紙あり（住所・電話番号・勤務先・勤務時間・育児休業取得・家族の異動など）
- 園からの連絡は、電話や口頭その他、ルクミー（専用アプリ）やお手紙の配付、玄関ホールや廊下掲示板等での掲示などでお知らせをしますので、ご確認くださいようお願いします。なお、提出を要するものは期限を守っていただくようご協力お願いいたします。

20. 保育園の一日



おはようございます。入室前に玄関でルクミーへの打刻をお願いします。
 今日も保育園で楽しく過ごせるよう、ご家庭での様子や
 体調など気になることをお知らせください。

時 間	0・1歳児	2歳児	3・4・5歳児
7:15	順次登園 自由遊び（保育室）	順次登園 自由遊び（保育室・遊戯室・園庭） * 2歳児は安全に配慮し、しばらくの間朝夕の自由遊び は保育室で過ごします。	
9:20	片付け		
9:30	おやつ	片付け 朝の会	片付け 朝の会
9:40	設定保育	おやつ	
10:00		設定保育	設定保育
10:30	離乳食・授乳		
11:00	昼食（幼児食） 静かな遊び 午睡	昼食 静かな遊び	昼食（3歳児） 昼食（4・5歳児）
12:30		午睡	
13:00			午睡
14:30	目覚め	目覚め	目覚め
15:00	おやつ 自由遊び	おやつ 自由遊び	おやつ 帰りの会・自由遊び
16:00	順次降園	順次降園	順次降園 （保育室・遊戯室・園庭など）
18:00	片付け・合同保育	片付け 合同保育	片付け 合同保育
18:15		延長保育 補食・夕食	
20:15		降 園	
おかえりなさい。入室前に 玄関でルクミーへの打刻をお願いします。 その日のクラス活動の様子はルクミーのアプリ内でお知らせいたします。また、0～2歳 児は、お迎え前に連絡帳が配信されます。帰り道、お子さんとの話題のひとつにしてい だき、子育ての楽しみに繋げていただければ幸いです。 さようなら。また、明日。			

※朝夕の登園人数が少ない時間帯は合同保育を行います。

※土曜日につきましては出席人数が少なくなることから、合同保育になります。

21. 持ち物について

持ち物は、年齢によって違いますのでよくご確認ください。ご不明な点は遠慮なくお問い合わせください。また、全ての持ち物・着替えには記名を必ずして頂くようご協力をお願いいたします。

<0 歳児> 園に常備するもの

※登園時は、着脱しやすく、動きやすく、汚れてもよい服装でお願いします。

・着替え



- ・各個人用の引き出しに常備してください。汚れて着替えた場合は補充をお願いします。下着は3～4枚、服や靴下も3組程度常備していただくようお願いいたします。

（体温調節器官を育てる大事な時期です。洋服は裏起毛や厚手のものは避け、肌着は年間を通して半袖の物が好ましいです。）

- ・洋服は、上着も含め飾りやフードのないものでお願いします。

（遊具等に引っかかり、怪我や事故につながる場合があるため）

- ・ガーゼは3枚程度常備してください。

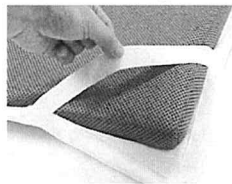
・ガーゼ

・帽子



- ・外遊びの際に使います。どのような形のものでもかまいませんが、前が見やすいようつばが小さめで、お子さんの頭のサイズにあった、首にかけるゴム紐が付いている脱げにくいものをお願いします。

・お昼寝用のバスタオル 又はタオルケット等



- ・布団に敷くシーツ代わりのものと体に掛けるもの合わせて2枚ご用意ください。（夏場は薄手の物、冬場は保温性のあるものが好ましいです。）

- ・シーツ代わりの物には敷布団からずれてしまわないように、四つ角にゴムをつけてください。

- ・毎週末に持ち帰り、お洗濯をお願いします。

- ・名前はわかりやすい場所に大きく書いてください。

※敷布団は園のものを使用いたします。3か月ごとにクリーニングされたものと交換しています。敷布団の大きさは縦120cm、幅70cm程度です。

※希望者には敷布団専用のシーツやガーゼケットを販売しております。

・Mサイズ以上の ビニール袋 1箱



- ・汚れ物などを入れるために使います。個人の棚に1箱常備していただきます。無くなった時に新しいものを補充していただくようお願いいたします。オムツ処理用にも使用します。

毎日持ってくるもの

・食事用エプロン（3枚）



- ・エプロンとおしぼりが定額で使え、直接園に届くサービスを導入しています。使用量に制限はなく、ご利用をお勧めしています。
※別紙参照

・おしぼり（3枚）

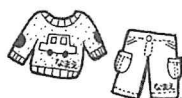
- ・家庭からエプロン、おしぼりをご持参いただく場合は、午前のおやつ、給食、午後のおやつで使うため3枚ご用意下さい。使用後はビニール袋に入れて持ち帰ります。

持ち物は、年齢によって違いますのでよくご確認ください。ご不明な点は遠慮なくお問い合わせください。また、全ての持ち物・着替えには記名を必ずして頂くようご協力をお願いいたします。

<0 歳児> 園に常備するもの

※登園時は、着脱しやすく、動きやすく、汚れてもよい服装でお願いします。

・着替え



- ・各個人用の引き出しに常備してください。汚れて着替えた場合は補充をお願いします。下着は3～4枚、服や靴下も3組程度常備していただくようお願いいたします。

(体温調節器官を育てる大事な時期です。洋服は裏起毛や厚手のものは避け、肌着は年間を通して半袖の物が好ましいです。)

- ・洋服は、上着も含め飾りやフードのないものでお願いします。

(遊具等に引っかかり、怪我や事故につながる場合があるため)

- ・ガーゼは3枚程度常備してください。

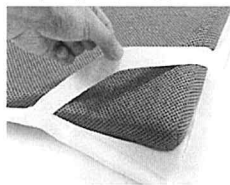
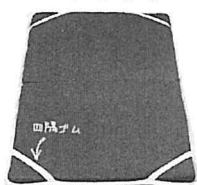
・ガーゼ

・帽子



- ・外遊びの際に使います。どのような形のものでもかまいませんが、前が見やすいようつばが小さめで、お子さんの頭のサイズにあった、首にかけるゴム紐が付いている脱げにくいものをお願いします。

・お昼寝用のバスタオル 又はタオルケット等



- ・布団に敷くシーツ代わりのものと体に掛けるもの合わせて2枚ご用意ください。(夏場は薄手の物、冬場は保温性のあるものが好ましいです。)

- ・シーツ代わりの物には敷布団からずれてしまわないように、四つ角にゴムをつけてください。

- ・毎週末に持ち帰り、お洗濯をお願いします。

- ・名前はわかりやすい場所に大きく書いてください。

※敷布団は園のものを使用いたします。3か月ごとにクリーニングされたものと交換しています。敷布団の大きさは縦120cm、幅70cm程度です。

※希望者には敷布団専用のシーツやガーゼケットを販売しております。

・M サイズ以上の ビニール袋 1 箱



- ・汚れ物などを入れるために使います。個人の棚に1箱常備していただきます。無くなった時に新しいものを補充していただくようお願いいたします。オムツ処理用にも使用します。

毎日持ってくるもの

・食事用エプロン (3 枚)



- ・エプロンとおしぼりが定額で使え、直接園に届くサービスを導入しています。使用量に制限はなく、ご利用をお勧めしています。
※別紙参照

・おしぼり (3 枚)

- ・家庭からエプロン、おしぼりをご持参いただく場合は、午前のおやつ、給食、午後のおやつで使うため3枚ご用意下さい。使用後はビニール袋に入れて持ち帰ります。

＜1 歳児＞園に常備するもの

※登園時は、着脱しやすく、動きやすく、汚れてもよい服装をお願いします。

・着替え



- ・各個人用の引き出しに常備してください。汚れて着替えた場合は補充をお願いします。下着は3～4枚、服や靴下も3組程度常備していただくようお願いします。

（体温調節器官を育てる大事な時期です。洋服は裏起毛や厚手のものは避け、肌着は年間を通して半袖の物が好ましいです。）

- ・洋服は、上着も含め飾りやフードのないものでお願いします。
（遊具等に引っかかり、怪我や事故につながる場合があるため）

・帽子

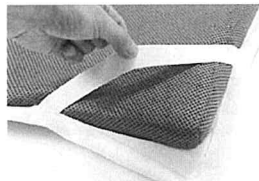


※園が用意するカラー帽を使用します。

- ・外遊びや園外保育などの際にカラー帽子を着用します。（1 歳児～卒園するまで使用します）
- ・毎週末に持ち帰りお洗濯をお願いします。

・お昼寝用のバスタオル

又はタオルケット等



- ・布団に敷くシーツ代わりのものと体に掛けるもの合わせて2枚ご用意ください。（夏場は薄手の物、冬場は保温性のあるものが好ましいです。）
- ・シーツ代わりの物には敷布団からずれてしまわないように、四つ角にゴムをつけてください。
- ・毎週末に持ち帰り、お洗濯をお願いします。
- ・名前はわかりやすい場所に大きく書いてください。

※敷布団は園のものを使用いたします。3か月ごとにクリーニングされたものと交換しています。

敷布団の大きさは縦120cm、幅70cm程度です。

※希望者には敷布団専用のシーツやガーゼケットを販売しております。

・M サイズ以上の

ビニール袋 1 箱と

45L 以上の大きめの

袋 1～2 枚



- ・汚れ物などを入れるために使います。個人の棚に1箱常備していただきます。無くなった時に新しいものを補充していただくようお願いいたします。オムツ処理用にも使用します

・オムツ ・お尻拭き		・オムツとおしり拭きが定額で使え、直接園に届くサービスを導入しています。使用量に制限はなく、ご利用をお勧めしています。※別紙参照 ・各家庭からオムツを持参いただく場合は、<u>1枚1枚に必ず名前を書いてください（おしり側）</u> ・オムツは10枚以上常備してください。
・上履き		・避難靴として園内に保管しておき、遊戯室で遊ぶ際にも使用します。使用頻度はそれほど多くありませんので1サイズ大きい物をご用意していただき、中敷きで調整してください。 ・かかと部分にフープを付けてください。 ・歩けるようになったお子様はご用意ください。 ※汚れたりサイズアウトしたりした場合は持ち帰りのお願いをしています。
・園庭靴		・園庭玄関に常備し、園庭に行く際に使用します。 ・汚れてもよく、着脱しやすい靴をご用意ください。
毎日持ってくるもの		
・食事用エプロン（3枚）		・エプロンとおしぼりが定額で使え、直接園に届くサービスを導入しています。使用量に制限はなく、ご利用をお勧めしています。※別紙参照 ・家庭からエプロン、おしぼりをご持参いただく場合は、午前のおやつ、給食、午後のおやつで使うため3枚ご用意下さい。使用後はビニール袋に入れて持ち帰ります。
・コップ（1歳児）		・水分補給の際は個人のコップを使います。落としても割れないプラスチック製のものをご用意ください。

< 2 歳児 > 園に常備するもの

※登園時は、自分で着脱しやすく、動きやすい汚れてもよい服装をお願いします。

・ 着替え



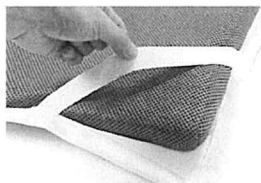
- ・各個人用の引き出しに常備してください。汚れて着替えた場合は補充をお願いします。下着は3～4枚、服や靴下も3組程度常備していただくようお願いします。

(体温調節器官を育てる大事な時期です。洋服は裏起毛や厚手のものは避け、肌着は年間を通して半袖の物が好ましいです。)

- ・トイレトレーニング中のお子様は多めにご用意ください。
- ・洋服は、上着も含め飾りやフードのないものをお願いします。
(遊具等に引っかかり、怪我や事故につながる場合があるため)

・ お昼寝用のバスタオル

又はタオルケット等



- ・ 布団に敷くシーツ代わりのものと体に掛けるもの
合わせて2枚ご用意ください。(夏場は薄手の物、冬場は保温性のあるものが好ましいです。)
- ・ シーツ代わりの物には、敷布団からずれてしまわないように、
四つ角にゴムをつけてください。
- ・ 毎週末に持ち帰り、お洗濯をお願いします。
- ・ 名前はわかりやすい場所に大きく書いてください。

※敷布団は園のものを使用いたします。3か月ごとにクリーニングされたものと交換しています。敷布団の大きさは縦120cm、幅70cm程度です。

※希望者には敷布団専用のシーツやガーゼケットを販売しております。

・ M サイズ以上の



ビニール袋 1 箱

45L 以上の大きめの

袋 1～2 枚

- ・ 汚れ物などを入れるために使います。個人の棚に1箱常備していただきます。無くなった時に新しいものを補充していただくようお願いいたします。オムツ処理用にも使用します。

・ 上履き



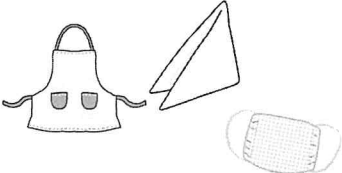
- ・ 靴箱に常備しておき、園内ではきます。

※毎週末に持ち帰りますので、洗濯して翌週に持ってきてください。

・ 園庭靴



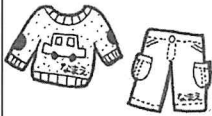
- ・ 園庭玄関に常備し、園庭に行く際に使用します。
- ・ 汚れてもいい靴をご用意ください。

帽子	 ※園が用意するカラー帽を使用します。 - 外遊びや園外保育などの際に<u>カラー帽子を着用します</u>。(1歳児～卒園するまで使用します) - 毎週末に持ち帰りお洗濯をお願いします。
クッキングセット	 エプロン、三角巾、マスクをクッキングの際に使用します。使用する際にお知らせいたします。使用后持ち帰ります。
毎日持ってくるもの	
通園カバン	 - 着替えやコップ、おしぼりなどを入れます。 園からの配布物がある場合は、各自のカバンか棚に入れておきます。 - リュックタイプのものをご用意をお願いします。 ※かばんにキーホルダーをつける場合は、紛失・破損などトラブルの原因にもなりますので目印として1個程度としてください。
コップ	 水分補給の際は個人のコップを使います。コップは割れにくいプラスチック製のものをご用意ください。毎日持ち帰ります。
- おしぼり (3枚) - 食事用エプロン (2枚)	  - エプロンとおしぼりが定額で使え、直接園に届くサービスを導入しています。使用量に制限はなく、ご利用をお勧めしています。(2歳児まで) ※別紙参照 - 家庭からエプロン、おしぼりをご持参いただく場合は、給食、午後のおやつで使うため2枚をご用意下さい。使用後はビニール袋に入れて持ち帰ります。
使用者のみ - オムツ - お尻拭き	 - オムツは多めに常備してください。 <u>オムツには必ず名前を書いてください(おしり側)</u>

＜3 歳児以上＞園に常備するもの

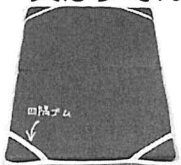
※登園時は、自分で着脱しやすく、動きやすい汚れてもよい服装をお願いします。

・着替え



- ・各個人用の引き出しに常備してください。汚れて着替えた場合は補充をお願いします。下着は3～4枚、服や靴下も3組程度常備していただくようお願いします。
(体温調節器官を育てる大事な時期です。洋服は裏起毛や厚手のものは避け、肌着は年間を通して半袖の物が好ましいです。)
- ・トイレトレーニング中のお子様は多めにご用意ください。
(パンツの貸し出しは衛生面の観点から、新しいものを購入してお返ししていただきます。)
- ・冬場使用する上着にはロッカーのフックに掛けやすいようにフープを付けてください。
- ・洋服は、上着も含め飾りやフードのないものをお願いします。
(遊具等に引っかかり、怪我や事故につながる場合があります)

・お昼寝用のバスタオル 又はタオルケット等



- ・布団に敷くシーツ代わりのものと体に掛けるもの
合わせて2枚ご用意ください。(夏場は薄手の物、冬場は保温性のあるものが好ましいです。)
- ・シーツ代わりの物には、敷布団からずれてしまわないように、四つ角にゴムをつけてください。
- ・毎週末に持ち帰り、お洗濯をお願いします。
- ・名前はわかりやすい場所に大きく書いてください。

※敷布団は園のものを使用いたします。3か月ごとにクリーニングされたものと交換しています。敷布団の大きさは縦120cm、幅70cm程度です。

※希望者には敷布団専用のシーツやガーゼケットを販売しております。

・Mサイズ以上の



ビニール袋 1箱

45L以上の大きめの
袋 1～2枚

- ・汚れ物などを入れるために使います。個人の棚に1箱常備していただきます。無くなった時に新しいものを補充していただくようお願いいたします。オムツ処理用にも使用します。

・上履き

- ・靴箱に常備しておき、園内で履きます。

※毎週末に持ち帰りますので、洗濯して翌週に持ってきてください。

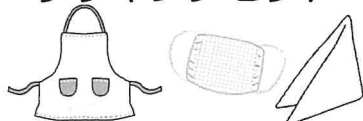
・帽子



※園が用意するカラー帽を使用します。

- ・外遊びや園外保育などの際にカラー帽子を着用します。(1歳児～卒園するまで使用します)
- ・毎週末に持ち帰りお洗濯をお願いします。

・クッキングセット



- ・エプロン、三角巾、マスクをクッキングの際に使用します。使用する際にお知らせいたします。使用后持ち帰ります。

毎日持ってくるもの

・通園カバン



- ・着替えやコップ、おしぼりなどを入れます。
園からの配布物がある場合は、各自のカバンか棚に入れておきます。
- ・リュックタイプのものをご用意をお願いします。
- ※かばんにキーホルダーをつける場合は、紛失・破損などトラブルの原因にもなりますので目印として1個程度としてください。

・コップ



- ・水分補給用の際は個人のコップを使います。コップは割れにくいプラスチック製のものをご用意ください。毎日持ち帰ります。

・おしぼり、おしぼり入れ

(3・4歳児のみ)



- ・給食でおしぼりを使用します。乾いたおしぼりをお持ちください。使用後は自分でおしぼり入れに入れて持ち帰ります。
- ※サイズの目安 15cm×15cmくらい

使用者のみ

- ・オムツ
- ・お尻拭き



- ・オムツは多めに常備してください。
- ・オムツには必ず名前を書いてください(おしり側)

※通園靴は戸外遊びで使います。サンダルや長靴ではなく、足のサイズに合ったものをお願いします。雨の日に長靴で登園しても、雨が上がれば外遊びをする場合もあります。

<園からお渡しするもの>

*名札

- ・裏面をご記入いただいた後、お子さんの園用の帽子に付けて使います。
(1～5歳児のみ)

*帽子

- ・1歳児クラスより園が用意した帽子を使います。

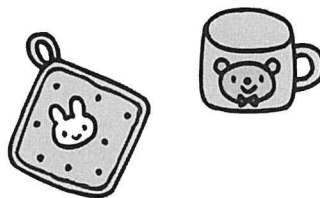
*シール帳

- ・4歳児クラス以上は、子どもが登園した日にシール貼りを楽しめます。
月末に出席日数を記入し持ち帰りますので、確認印をお願いします。

*思い出帳

- ・年度末に1年の園で製作した作品をファイルにまとめてお渡しいたします。

22. 登降園の際の持ち物について



登園したら・・・

玄関に入ったら専用アプリまたは玄関ホールにある専用タブレットで登園時間を打刻してから、各保育室へ入室してください。

※別紙参照（ルクミー登降園管理）

もみじぐみ かえでぐみ	・1階のもみじ・かえで組保育室でお子さんを受け入れします。 ・エプロン、おしぼりはそれぞれの入れ物に入れ、オムツや着替えを所定の場所に入れます。 ・かばんや上着などは前室（保育室出入口前）のロッカーに入れてください。
ももぐみ	・2階のもも組の保育室でお子さんを受け入れします。 ・エプロン、おしぼりはそれぞれの入れ物に入れ、オムツや着替えを所定の場所に入れます。
さくらぐみ こぶしぐみ しらかばぐみ	・保育室または園庭で受け入れを行います。 ・お子さんが自分でコップやおしぼりの準備を行うので見守ってください。自分で忘れずにできるようになったらお子さんに任せてかまいません。

※時期によって変わることがあります、その場合は担任よりお伝えします。

お帰りのときは・・・

玄関に入ったら専用アプリまたは玄関ホールにある専用タブレットで降園時間を打刻してから、各保育室へお迎えをお願いいたします。

※別紙参照（ルクミー登降園管理）

※時期によって変わることがあります、その場合は担任よりお伝えします。

もみじぐみ かえでぐみ	・1階の保育室までお子さんをお迎えに来てください。 ・コップやエプロン、おしぼりなどを持ち帰ります。
ももぐみ	・もも組の保育室までお子さんをお迎えに来てください。 ・コップやエプロン、おしぼりなどを持ち帰ります。
さくらぐみ こぶしぐみ しらかばぐみ	・保育室また園庭、遊戯室までお迎えに来てください ・かばんの中にコップやおしぼりが入っているのを確認して、持ち帰りをお願いします。（おやつの後お子さんが自分で入れます）

23. 日本スポーツ振興センターの加入について

当園では入所児の不慮の災害に備えて、日本スポーツ振興センターと災害共済給付契約を結んでいます。加入に際しては、あらかじめ保護者の同意を得た上手続きすることとなっていますので、別紙『「災害共済給付制度」のお知らせ』をお読み頂き、同意書を提出いただけますようお願い申し上げます。尚、加入期間は在園中となります。

【共済掛金と災害給付金について】

本園は、保育中の負傷や疾病にかかる病院等の治療費については保育園で負担すべきと考え、この共済掛金を全額保育園負担とし、日本スポーツ振興センターから給付される「災害共済給付金」から、保育園が支払った治療費・薬代の実費分を差し引き、差額を保護者にお支払いいたします。

【領収書について】

「災害共済給付金」を受け取られる時に領収書を書いていただきます。保育園が支払った治療費・薬代の実費分の差額の額面で書いていただくべきところですが、センターの決まりにより、「災害共済給付金」全額の領収書を頂くことになっております。学校では加入掛金もかかった治療費等もすべて個人負担し、学校が病院の治療費を支払うことがないことや、私学ではその扱いが様々に違っているのが現状であり、個々に対応することが困難な為との説明がありました。ご了承ください。

同 意 書

世田谷いちい保育園南ウイング園長 殿

貴園が独立行政法人日本スポーツ振興センターと締結する災害共済給付契約について、在園する期間、下記園児が加入することに同意します。

年 月 日

園 児 氏 名 _____

保護者・後見人
氏 名 印 _____

印

見本

「災害共済給付制度」のお知らせ

災害共済給付制度とは、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下、「JSC」といいます。）と学校（園）の設置者との契約（災害共済給付契約）により、「学校の管理下」における児童生徒等の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）に対して災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給）を行うものです。その運営に要する経費を国、学校（園）の設置者及び保護者（同意確認後）の三者で負担する互助共済制度です。

この制度は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく公的給付制度のため、次のような特色があります。

■災害共済給付制度の特色■

- ☐ 低い掛金で、厚い給付が行われます。
- ☐ 学校の責任の有無にかかわらず、給付の対象となります。
- ☐ 学校の責任において提供した食物によるO-157等の食中毒、熱中症やいわゆる突然死も給付の対象となります。

対象となる学校（園）

義務教育諸学校	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程 特別支援学校（盲学校、聾学校及び養護学校）の小学部及び中学部を含みます。
高等学校	高等学校（全日制、定時制及び通信制） 中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高学部を含みます。
高等専門学校	
幼稚園	特別支援学校の幼稚部を含みます。 幼稚園型認定こども園の幼稚園部分は「幼稚園」となります。
幼保連携型認定こども園	
高等専修学校	高等専修学校（昼間学科、夜間等学科及び通信制学科）
保育所等	児童福祉法第39条に規定する保育所、保育所型認定こども園、幼稚園型認定こども園の保育機能施設部分、地方裁量型認定こども園、特定保育事業（児童福祉法第6条の3に規定する家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業）を行う施設、一定の基準を満たす認可外保育施設及び企業主導型保育施設

※国立、公立、私立の別を問いません。

共済掛金の額（令和8年1月現在）

災害共済給付への加入は、学校（園）の設置者が保護者の同意を得た上で共済掛金を集め、学校（園）の設置者が一括加入の手続きをとります。翌年度からは、共済掛金を納めることで加入は継続されます。

（児童生徒等1人当たり年額 単位：円）

学校種別	一般児童生徒等	要保護児童生徒
義務教育諸学校	920（460）	40（20）
高等学校 高等専修学校	全 日 制 昼 間 学 科	2,150（1,075）
	定 時 制 夜間等学科	980（490）
	通 信 制 通信制学科	280（140）
		—
高等専門学校	1,930（965）	—
幼稚園	270（135）	—
幼保連携型認定こども園	270（135）	—
保育所等	350（175）	40（20）

※（ ）内は沖縄県における共済掛金の額です。

※ 共済掛金は、義務教育諸学校は4割から6割、その他の学校（園）では6割から9割を保護者が負担し、残りを学校（園）の設置者が負担します。

※ 学校（園）の設置者が免責の特約を付けた場合は、左表の額に1人当たり15円（高等学校の通信制及び高等専修学校の通信制学科は2円）を加えた額が共済掛金の額になります。

※ 要保護とは、生活保護法による保護を受けている世帯の児童生徒をいいます。義務教育諸学校、保育所等の児童生徒については、生活保護法に医療扶助があるため、災害共済給付での医療費の支給を行わないことから、一般児童生徒等とは別に共済掛金の額を定めています。

給付の対象となる「学校の管理下」の範囲

①学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合 （保育所等における保育中を含みます）	例 各教科（科目）、保育中、特別活動中（学級活動、クラブ活動、運動会、遠足、修学旅行等）
②学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合	例 部活動、林間学校、夏休み中の水泳指導
③休憩時間中、その他校長の指示・承認に基づき学校にある場合	例 始業前、業間休み、昼休み、放課後
④通常の経路及び方法により通学（通園）する場合	例 登校（登園）中、下校（降園）中
⑤その他、これらに準ずる場合として内閣府令で定める場合	例 寄宿舎にあるとき、学校外で授業等が行われるときにその場所と住居・寄宿舎との間を合理的な経路・方法で往復するとき

給付の対象となる災害の範囲と給付金額

災害の種類	災 害 の 範 囲	給 付 金 額
負 傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	医療費 ・医療保険並の療養に要する費用の額の4/10(そのうち1/10は、療養に伴って要する費用として加算される分) ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額(所得区分により限度額が異なる。)に療養に要する費用の額の1/10を加算した額 ・入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
疾 病	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもののうち、内閣府令で定めるもの (・学校給食等による中毒・ガス等による中毒・熱中症・溺水・異物の嚥下又は迷入による疾病・漆等による皮膚炎・外部衝撃等による疾病・負傷による疾病)	
障 害	学校の管理下の負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害(その程度により第1級から第14級に区分される。)	障害見舞金 4,000万円～88万円 〔通学(園)中の災害の場合2,000万円～44万円〕
死 亡	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000万円〔通学(園)中の場合1,500万円〕
	突然死 運動などの行為に起因する突然死(学校の管理下において発生したもの)	死亡見舞金 3,000万円〔通学(園)中の場合1,500万円〕
	突然死 運動などの行為と関連のない突然死(学校の管理下において発生したもの)	死亡見舞金 1,500万円〔通学(園)中の場合も同額〕

- JSCが給付する医療費は、医療保険(健康保険、国民健康保険など)の被保険者又は被扶養者として受けられる療養を対象とし、その療養の費用の額も医療保険の定めに従って算出された額を基準にして算定されます。上表では、これを「医療保険並の療養」と表記しています。
- 上表の「療養に要する費用の額が5,000円以上のもの」とは、初診から治りまでの医療費総額(医療保険でいう10割分)が5,000円以上のものをいいます。(例えば、被扶養者(家族)である者が病院に外来受診した場合、通常自己負担は医療費総額の3割分となります。)
- 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。
- 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないときは、時効によって消滅します。
- 災害共済給付の給付事由と同一の事由について、損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、給付を行わない場合があります。
- 他の法令の規定による給付等(例: 条例に基づく乳幼児医療助成)を受けたときは、その受けた限度において、給付を行いません。
- 生活保護法による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校及び保育所等の児童生徒に係る災害については、医療費の給付は行いません。
- 高等学校、高等専門学校及び高等専修学校の生徒又は学生が自己の故意の犯罪行為により、又は故意に、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該医療費、障害又は死亡に係る災害共済給付を行いません。ただし、当該生徒又は学生が、いじめ、体罰その他の当該生徒又は学生の責めに帰することができない事由により生じた強い心理的な負担により、故意に負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、この限りではありません。
- 高等学校、高等専門学校及び高等専修学校の生徒又は学生が自己の重大な過失により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該障害又は死亡に係る災害共済給付の一部を行わない場合があります。

給付金の請求方法 <医療費の場合>

保護者	医療機関等で医療費の証明(「医療等の状況」等)を受け、学校(園)へ提出します。
提出 ↓ ↑ 支払	
学校(園)	けがの発生状況の報告書(「災害報告書」)と医療費の証明(「医療等の状況」等)を設置者に提出します。
提出 ↓ ↑ (支払)	
設置者	管内の学校(園)分を取りまとめて、けがの発生状況の報告書(「災害報告書」)と医療費の証明(「医療等の状況」)等をJSCの担当事務所に提出します。
請求 ↓ ↑ 支払	
J S C	提出された書類を審査の上、給付額を決定し設置者を通して保護者へお支払いします。

※保護者の方へのお願い

「医療等の状況」などを医療機関などに証明していただくに当たっては、医師、歯科医師、薬剤師、柔道整復師、鍼灸師の皆様の特別の配慮によりご協力をいただいております。
なお、「医療等の状況」などを持参してもその場ですぐには書いていただけない場合もありますことを、ご了承ください。

請求・給付の手続きは、学校(園)・学校(園)の設置者を通じて行われます。保護者の皆様におかれましては、学校(園)からの連絡を受けて必要書類を揃えてください。また、治療の経過を随時報告するなど、学校(園)との密な連携をお願いします。

災害共済給付については、独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成14年法律第162号)により定められています。このお知らせは、災害共済給付制度の概要を記載したものです。

【発行】独立行政法人日本スポーツ振興センター

■災害共済給付業務は、仙台・東京・名古屋・大阪・広島・福岡の6事務所でを行っています。

災害共済給付業務に関する詳細は、ホームページをご覧ください。

災害共済給付 Web ホームページ: [https:// www.jpnsport.go.jp/anzen/](https://www.jpnsport.go.jp/anzen/)

JAPAN SPORT
COUNCIL



24. 個人情報のお取り扱いについて

「プライバシーステートメント」

世田谷いちい保育園南ウイング

社会福祉法人 水の会と、その設置する世田谷いちい保育園南ウイング（以下、当施設といいます）は、お子様保護者様個人の情報（以下、お子様情報といいます）につきまして適切に保護することが社会的責任として重要と考え、お子様情報の保護、管理、運用、利用を徹底してまいります。ご入所（既に在籍されているお子様を含む）に関連して、お子様情報を収集させていただきますが、情報の内容と、お子様情報を利用させていただく目的は以下の通りです。

- お子様情報の利用目的 本法人が乳幼児に提供する一切の保育サービス／福祉サービスの向上
会計、経理／費用請求および収受に関する事務
- 収集、保存したお子様情報 入所及び入所後の保育サービスに要する書類
- お子様情報の目的外利用 原則としてありません
- お子様情報の共同利用 原則としてありません
- お子様情報の第三者への提供 ・ 保育所児童保育要録を送付するとき
小学校就学の際には、子どもの育ちを支えるための資料（保育所児童保育要録）を法令に基づき入学予定の小学校へ送付することとされており、保育に関する記録等について入学予定の小学校へ情報提供を行います。
・ 緊急を要するとき
緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うことがあります。
・ 保育の提供にあたり市町村に対し報告が必要なとき
保育の提供するにあたり知り得た個人情報のうち、法令等に基づき支給認定を行った市町村に対し報告等が必要なときは、情報提供を行います。
- お子様情報の外部委託 ありません

＜お子様情報に関するお問い合わせ先（開示請求・訂正・利用停止・苦情などがある時）＞

苦情解決責任者 園長 長田 千宗 までお願いいたします

電話 03-6413-7171 F A X 03-6413-7172

受付時間／月～金 9時～16時の間にお願ひします。

*開示請求・訂正・利用停止の申し込みは次のようにお願ひします。苦情解決責任者へ申込書の請求をして頂きます。当施設から申込書をお渡し（送付）しますので必要事項を記入して公的証明書（免許証・健康保険証のコピー）と共に当施設にお持ち（送付）ください。又開示請求等の受理、対応に関しては法令の定めるところに従って行います。

*その場合、各事項一件・一人ごとに手数料（実費）をいただきます。

*今回、保護者／親権者からのお子様の保育サービスのためにいただいた個人情報については、漏洩・改ざん・盗難・紛失などを防止するため厳重な管理に努め皆様に安心してお任せいただけますよう鋭意努力いたします。

*このステートメントは法律の定めるところに従い、お子様の保護者／親権者に交付・掲示するものです。

25. 保 育 相 談 窓 口 (O p i n i o n コ ー ナ ー)

世田谷いちい保育園南ウイングでは皆様からの様々なご意見を保育園運営に反映させ、保護者の皆様に安心してお子様をお預けいただけるよう、より良い保育園運営を目指して「保育相談窓口」を設置しております。日々の保育園運営に関してのご意見や苦情などがございましたらお気軽に相談受付担当者までお申し出ください。



保育相談責任者 園 長 長田 千宗

保育相談担当者 主 任 井内 晴子

* 当保育園に従事している人には言いにくいなどという場合は以下の『第三者委員』の方がお聞きすることもできます。

第 三 者 委 員

社会福祉法人 水の会 評議員 吉村 幸子 ☎ (011-661-2927)

社会福祉法人 水の会 評議員 押野 里美 ☎ (011-873-7221)

その他の窓口

○世田谷区子ども・若者部保育課保育育成支援担当 ☎ 03-5432-2320

○福祉サービス適正化委員会 ☎ 03-5283-7020

*子育てに関する様々な悩みや心配なことなど、随時保育園までお申し出ください。

保育料・延長保育料一覧

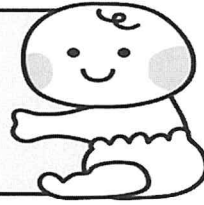
(単位：円)

世帯の階層区分			保育料等の月額 (1人につき)	区立保育園、区立認定こども園 延長保育料の月額(1人につき)		
階層	定義			3歳未満児	3歳児	4歳以上児
				保育標準時間		
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯		0	0	0	0
B1	A階層を除き、所得割課税額が0円の世帯(均等割のみ課税世帯を含む)		0	0	0	0
D1	A階層を除き、所得割課税額が0円以外の世帯	所得割課税額が12,000円未満である世帯	0	900	900	900
D2		所得割課税額が12,000円以上37,000円未満である世帯	0	900	900	900
D3		所得割課税額が37,000円以上52,000円未満である世帯	0	900	900	900
D4		所得割課税額が52,000円以上82,000円未満である世帯	0	1,800	1,300	1,300
D5		所得割課税額が82,000円以上122,000円未満である世帯	0	2,300	1,500	1,500
D6		所得割課税額が122,000円以上162,000円未満である世帯	0	2,700	1,800	1,800
D7		所得割課税額が162,000円以上202,000円未満である世帯	0	2,900	2,000	1,900
D8		所得割課税額が202,000円以上220,000円未満である世帯	0	3,200	2,100	2,100
D9		所得割課税額が220,000円以上235,000円未満である世帯	0	3,500	2,300	2,300
D10		所得割課税額が235,000円以上250,000円未満である世帯	0	3,800	2,500	2,300
D11		所得割課税額が250,000円以上265,000円未満である世帯	0	4,000	2,700	2,400
D12		所得割課税額が265,000円以上280,000円未満である世帯	0	4,200	2,800	2,400
D13		所得割課税額が280,000円以上295,000円未満である世帯	0	4,500	2,900	2,400
D14		所得割課税額が295,000円以上310,000円未満である世帯	0	4,700	3,000	2,500
D15		所得割課税額が310,000円以上325,000円未満である世帯	0	5,000	3,000	2,500
D16		所得割課税額が325,000円以上340,000円未満である世帯	0	5,200	3,000	2,500
D17		所得割課税額が340,000円以上355,000円未満である世帯	0	5,300	3,100	2,600
D18		所得割課税額が355,000円以上370,000円未満である世帯	0	5,500	3,200	2,600
D19		所得割課税額が370,000円以上385,000円未満である世帯	0	5,700	3,200	2,700
D20		所得割課税額が385,000円以上400,000円未満である世帯	0	5,800	3,300	2,800
D21		所得割課税額が400,000円以上445,000円未満である世帯	0	6,100	3,400	2,900
D22		所得割課税額が445,000円以上490,000円未満である世帯	0	6,400	3,500	3,000
D23		所得割課税額が490,000円以上570,000円未満である世帯	0	6,700	3,600	3,100
D24		所得割課税額が570,000円以上650,000円未満である世帯	0	7,000	3,700	3,200
D25		所得割課税額が650,000円以上730,000円未満である世帯	0	7,300	3,800	3,200
D26		所得割課税額が730,000円以上840,000円未満である世帯	0	7,400	3,800	3,300
D27		所得割課税額が840,000円以上950,000円未満である世帯	0	7,600	3,900	3,400
D28		所得割課税額が950,000円以上1,130,000円未満である世帯	0	7,700	4,100	3,500
D29		所得割課税額が1,130,000円以上1,310,000円未満である世帯	0	7,800	4,200	3,700
D30		所得割課税額が1,310,000円以上である世帯	0	7,900	4,300	3,800

保健のしおり

社会福祉法人 水の会 世田谷いちい保育園
南ウイング

保育中の体調不良の対応について



以下の症状が見られる場合は、お迎え要請のご連絡をさせていただきます。ご了承ください。

- 発熱時の対応…①38℃以上の発熱、②元気がなく機嫌が悪い時、③咳で眠れず目覚める時、④食欲がなく水分がとれない時
※熱性けいれんの既往など、お子さまの状況に応じてお迎え要請をさせていただきます。
- 下痢の時の対応…食事や水分をとるとその刺激で下痢をする時、腹痛を伴う下痢がある時、水様便が複数回出ている時
- 嘔吐の時の対応…複数回の嘔吐があり水を飲んでも吐く時、元気がなく機嫌が悪い時、吐き気が止まらない時、腹痛を伴う嘔吐がある時、下痢を伴う嘔吐がある時
- 咳の時の対応…咳があり眠れない時、ゼイゼイ音・ヒューヒュー音がある時、少し動いただけでも咳が出る時、咳と共に嘔吐が数回ある時
- 発疹の時の対応…発疹が時間と共に増えた時、発疹を伴う感染症が疑われる時
- 眼症状の時の対応…目が赤い時、目やにが出る時、まぶたなどに赤みや腫れがある時



++++

上記以外にも全身状態を見て、お子さまの健康状態の報告をする場合もあります。
連絡先は明確にし、担任までお知らせください。
特に電話連絡が取りにくい方、外勤の方は、確実に連絡の取れる方法を職員までお伝えいただくようお願いいたします。
また、体調の変化の出始めには、連絡帳アプリの個別連絡にてご連絡させていただく場合もあります。
ご都合により保護者の方がお迎えに来られない場合についても、以下の方法も含めご検討いただけますと幸いです。

++++

◎病児・病後児保育の利用
◎支援などのサービス制度の利用(育児支援サポート、ファミリーサポート等)



子どもの体調が良くない時



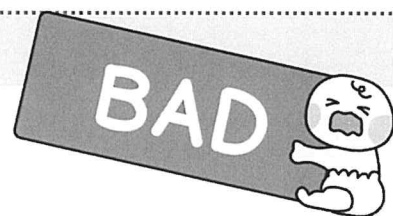
「保育園にいても家にいても、子どもは遊んだり、昼寝をしたり、泣いたり、食べたり、同じようにするのだから変わらないのでは…」と思いがちですが、体調の悪い時は、お友達の元気な声も苦痛に感じます。例えば同じブロック遊びでも静かに自分のペースで遊ぶのと、にぎやかな中で遊ぶのとでは体力の負担が違います。明るい表情が見られなかったり、イライラして泣きやすい等いつもの様子と違う場合、お子さまへの配慮が必要です。

体調の悪い時…

- ◎お子さんにとって、集団生活は負担になります
- ◎周囲のお子さまへ感染症を広げてしまうこともあります
- ◎最初に無理をしてこじらせてしまうと、回復が遅れることにもなりかねません

こんなときは体調が悪くなる前兆かもしれません

- ・朝の体温がいつもより高い・朝食を食べようとしない
- ・夜中、何回も起きたり、泣いたりを繰り返す、朝なかなか起きない
- ・鼻水がダラダラとひっきりなしに出る、涙目で表情がボーっとしている(発熱の前兆のことも)
- ・朝や夜に咳がよく出ている
- ・体のどこかを痛がる
- ・めやにが出る



※自宅でいつもの様子と違う(発熱、下痢、嘔吐、咳)とき、感染症などの診断を受けているとき、市販薬も含めて内服薬がある場合はお知らせください。

※解熱剤で熱を下げてから登園することは健康な状態とは言えず、家庭での療養が必要な時です。解熱剤の効果がなくなると熱が上がり、お迎えの連絡をすることになりますので、朝の熱が平熱より1℃以上高い時は無理をせずお家で様子をみましょう。

〈病後の登園について〉

かぜや感染症などで欠席後に登園する場合、お休み中の様子を保育者にお伝えいただくか、連絡帳でお知らせください。なお受診の際、医師に保育園に通っていることをお伝えいただき、登園の可否について指示を仰いでからの登園をお願いいたします。

※病後の登園においても、原則的に全員同じ活動となります(散歩や園庭遊びなど)。

外遊びを控える等の個別対応は致しかねますのでご了承ください。

登園の際は集団生活であることをご理解の上、お子さまに無理のないようご協力をお願いいたします。

こんな時は登園を控え 医療機関を受診しましょう



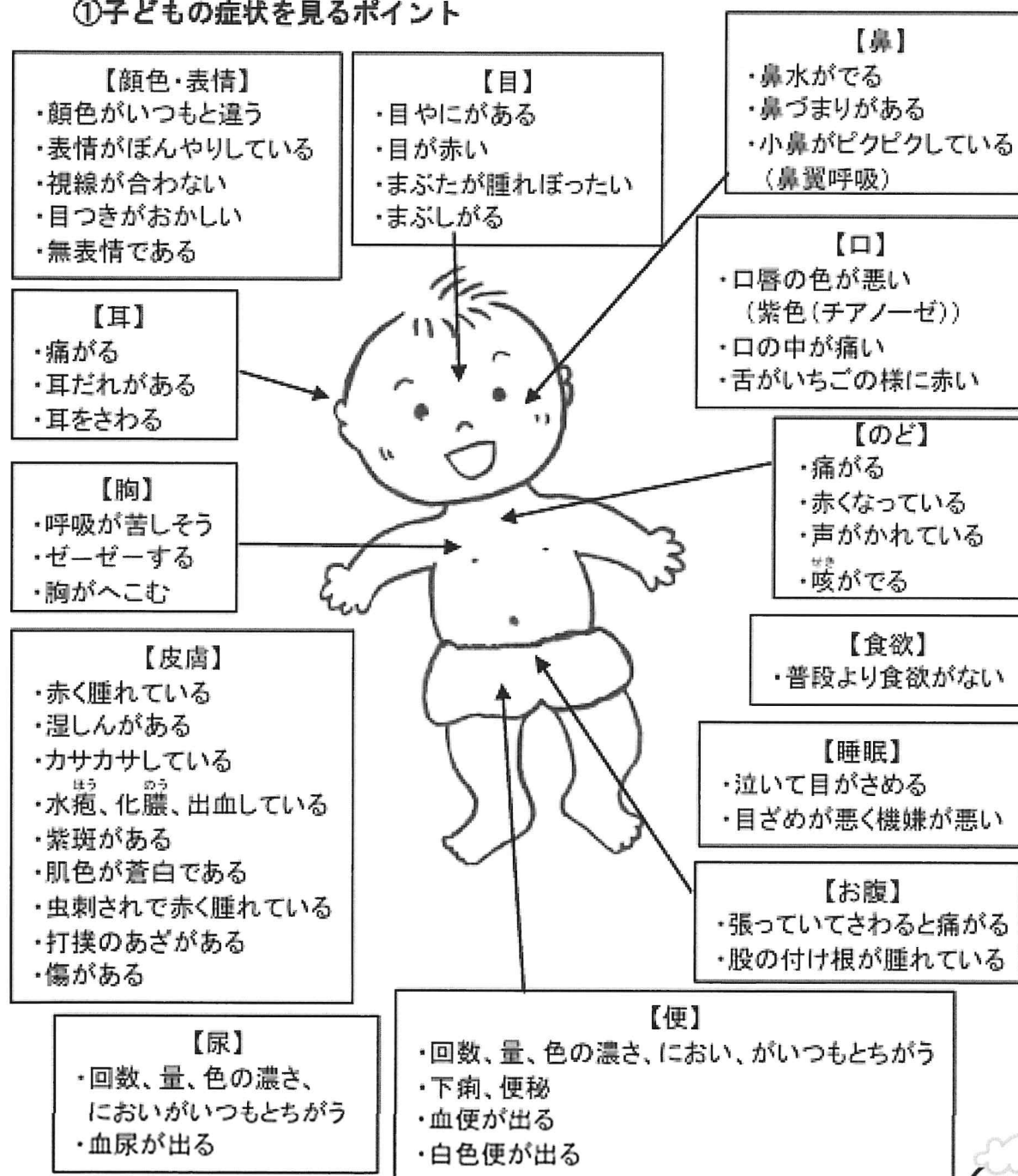
発熱	・24 時間以内に 38℃ 以上の発熱がみられたとき ・朝の検温で体温が 37.5℃ 以上あり、 ① 元気がなく機嫌が悪い ② 食欲がなく水分がとれない など、全身状態が良くない時
咳	・夜間の咳込みがひどい時 ・喘鳴や呼吸困難がある時 ・37.5℃ 以上の熱を伴っている時 ・食欲がなく朝食や水分が摂れない時 ・現在、連続した咳がある時 ・呼吸が速い時 ・元気がなく機嫌が悪い時 ・少し動いただけでも咳が出る時
下痢	・24時間以内に複数回の水様便がある時 ・食事や水分を摂るとその刺激で下痢をする時 ・下痢に伴い体温がいつもより高めの時 ・朝、排尿がない時 ・機嫌が悪く元気がない時 ・顔色が悪くぐったりしている時 
嘔吐	・24時間以内に複数回以上の嘔吐がある時 ・嘔吐に伴い体温がいつもより高めの時 ・食欲がなく水分も欲しがらない時 ・顔色が悪くぐったりしている時 
発疹	・発熱とともに発疹がある時 ・今までになかった発疹が出た時 ・感染症による発疹が疑われた時 ・口内炎で食事や水分が摂れない時 ・浸出液が多く他児への感染の恐れがある時 ・かゆみが強く手で患部を掻いてしまう時 
目	・目やにが出る時 ・目の充血や腫れがある時

日々の健康観察のポイント



別添3 子どもの病気 ～症状に合わせた対応～

①子どもの症状を見るポイント



お子さんの元気な時の「平熱」を知っておくことが、症状の変化に気づく目安となります。

感染症にかかったとき



学校保健安全法に基づき、指定の感染症(添付資料Ⅰ参照)と診断された時は、医療機関を受診いただき、医師の診断のもと登園の目安に該当し、体調が回復してからご登園いただくようお願いします。他のお子さんにうつさない為だけでなく、かかったお子さんが他の病気を併発させない為にも、ゆっくり休んで体力を回復させることが大切です。



お子さんの送迎をされる方が指定の感染症にかかった場合は、園舎内には入れません。送迎の際は、事前に電話連絡の上、門のインターホンを押してください。職員が伺い、お子さんの受け入れを行います。また、送迎時間をずらしていただくこともありますのでご了承ください。



登園届の提出



感染症に罹患した場合は、医師の診断のもと、厚生労働省による登園のめやすに応じて登園の判断をしていただきます。各疾患ごとの登園のめやすは添付資料をご確認ください。また、罹患後に登園する際は、

「登園届」(添付資料Ⅱ)を、保護者の方にご記入いただきます。

玄関前に設置していますので、ご記入いただき

登園時、受け入れの際に職員に提出してください。

上記の提出をもって、登園が問題ない状態であることの確認とさせていただきます。ご協力をお願いいたします。



感染症の掲示

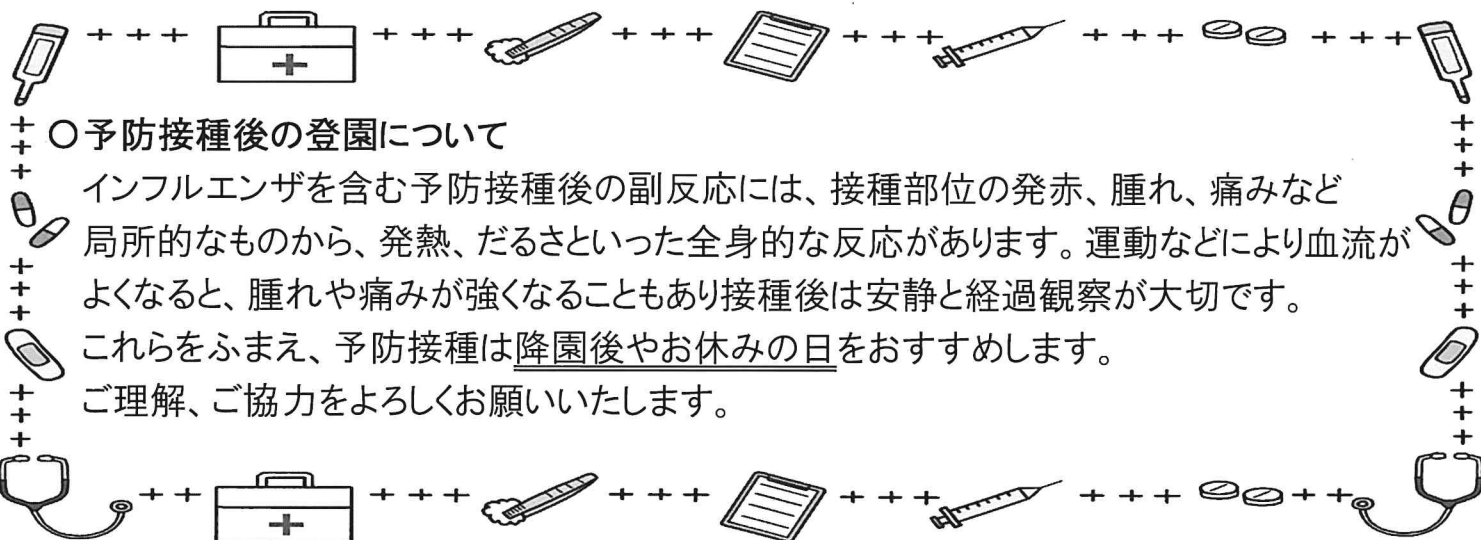


感染症が発生したときは、職員室前に掲示してお知らせします。
感染者が多数発生している場合や、早退者が増えた場合などは、ルクミーアプリを通じてお知らせすることもあります。
予防接種を受けていない病気の流行が見られた場合は、すぐ接種すれば間に合うこともあります。主治医に相談しましょう。

〈予防接種について〉

集団生活において、かかりやすい感染症からお子さん自身の身を守るため、また、感染源にならないためにも予防接種を受けて、感染症から守りましょう。小児科医(主治医)と相談してスケジュールを立てましょう。

(予防接種を受けても感染することはありますが、重症化の予防につながります。)



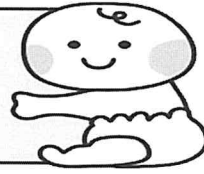
○予防接種後の登園について

インフルエンザを含む予防接種後の副反応には、接種部位の発赤、腫れ、痛みなど局所的なものから、発熱、だるさといった全身的な反応があります。運動などにより血流がよくなると、腫れや痛みが強くなることもあり接種後は安静と経過観察が大切です。

これらをふまえ、予防接種は降園後やお休みの日をおすすめします。

ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

薬の取り扱いについて



原則として園で薬はお預かりできません。

- ◆ 熱性けいれんやアレルギーの薬など、医師が園での与薬が必要と認めた薬がある場合はお申し出ください。

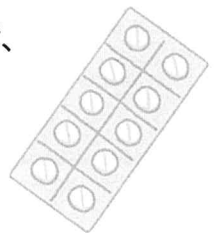
※熱性けいれん等の経験がある場合、予防の座薬をお持ちの方は、
保育園で発熱したときの対処法について、事前に主治医とご相談をお願いします。

- ◆ 保育園に通っていることを医師に伝え、服薬を1日2回に調整してもらうか、
朝・昼・夕食後の分を朝・夕食後・眠前にずらしてもらうなどのご相談をお願いします。
- ◆ 初めて飲む薬は、服薬後に蕁麻疹や湿疹などのアレルギー反応を起こす可能性がある
為、登園前日までにお試しいただくなど、服薬してすぐ登園することのないようご協力をお
願いします。

➡園での与薬が必要な場合は、「与薬依頼票」の医師記載欄、保護者記載欄を
ご記入いただき、必要時は面談を設けて与薬またはお預かりとなります。

※貼付薬について、貼って登園する場合は必ず日付、お名前を記入の上、貼っている旨を
職員まで口頭でお伝えください。

特に小さいお子さまは、剥がれたものを口に入れてしまうリスクがありますので、
誤飲事故防止にご協力をお願いいたします。



保育中のケガについて



子どもたちが毎日元気に遊んで過ごす中で、転んで擦り傷をつくってしまったたり、ぶつけてあざやたんこぶをつくってしまうこともあります。けがの経験を通して「転ばないようにするにはどうしたらよいか」「こんなことをしたら危ない、痛い」ということを学びます。日々の保育の中でケガのないように細心の注意を払っていますが、時にはケガとなってしまう場合もあります。

- ◆ 軽い傷であれば、流水で洗浄し、アイシングで対応します。

傷口の状態に応じてワセリンを塗布するか、ガーゼや絆創膏で保護します。

- ◆ 病院受診が必要と判断した場合は、保護者の方にご連絡させていただきます。
(緊急時に連絡がつかない場合、受診を優先することがあります。

常に連絡が取れる連絡先の共有をお願いします。)

- ◆ お休み中など、自宅でケガをされた時は、朝の受け入れの際に保育者にお伝えください。

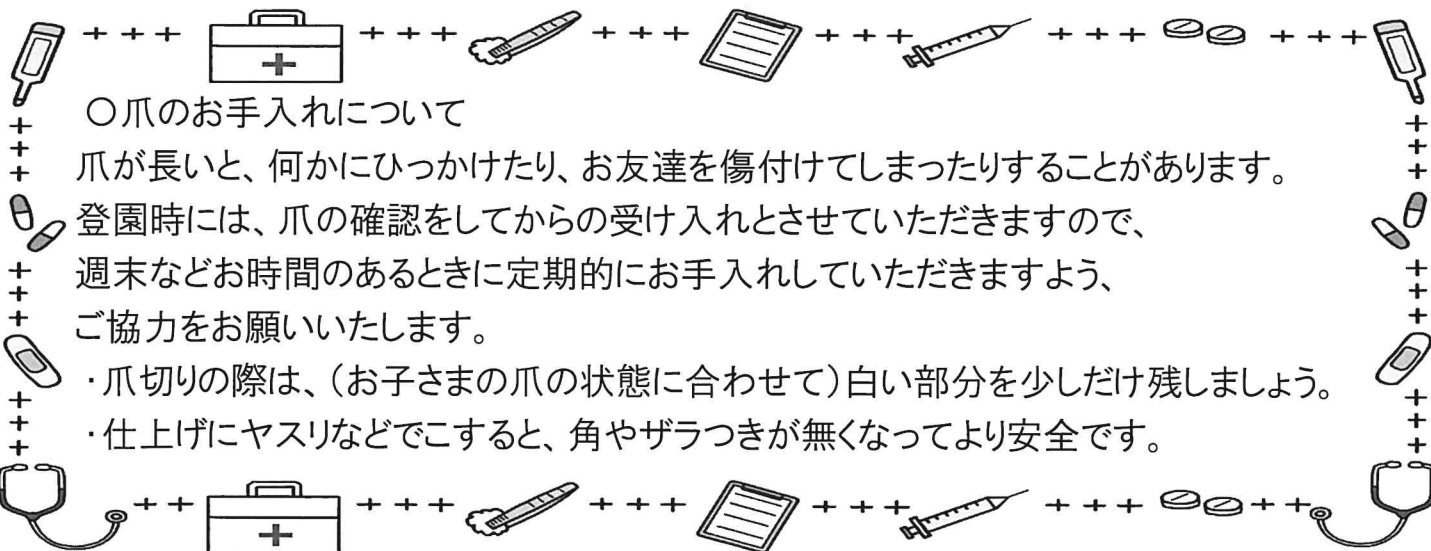


○頭を打った時の対応について

頭を(強く)打った場合は、24～48 時間の安静が推奨されています。

(頭を打ってから脳しんとうなどの症状を起こしやすい時間)

また、嘔吐などの症状があった場合は受診をおすすめします。



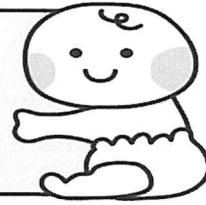
○爪のお手入れについて

爪が長いと、何かにひっかけたり、お友達を傷付けてしまったりすることがあります。

登園時には、爪の確認をしてからの受け入れとさせていただきますので、週末などお時間のあるときに定期的にお手入れしていただきますよう、ご協力をお願いいたします。

- ・爪切りの際は、(お子さまの爪の状態に合わせて)白い部分を少しだけ残しましょう。
- ・仕上げにヤスリなどでこすると、角やザラつきが無くなってより安全です。

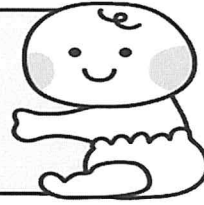
虫刺されについて



乳児が蚊に刺されると、大人より反応が遅く、1～2日後に症状が出る場合があります。時間が経つにつれて赤く腫れたり、水泡ができたりし、大人よりも大きく腫れあがります。虫刺されの経験が少なく、激しい炎症反応がおこるためです。

- ◆ 園での対策として、虫よけスプレーを使用します。品番などの詳細は使用する時期が近くなってから改めてルクミーにて配信いたします。
- ◆ 虫除けパッチ、虫刺されパッチを貼っての登園はご遠慮ください。取れやすく、小さな子どもたちが口にしてしまう危険があります。
- ◆ 気になる方は、長袖・長ズボンの着用やご持参、ご家庭で虫除け剤を使用してから登園するなどの対応をお願いします。

乳幼児突然死症候群 について(SIDS)



それまで、すくすく育っていた赤ちゃんが、ある日突然、眠っている間に亡くなってしまう病気があります。赤ちゃんの突然死は、生まれつきの病気や感染症、窒息事故などによっても起こることがあります。しかし、SIDS はそれらと異なり、何の予兆や既往歴もない赤ちゃんが睡眠中に突然死に至る、原因不明の病気です。発症は乳児期の赤ちゃんに多いですが、まれに1歳以上でも発症することがあります。現段階では原因の解明には至っておらず、予防方法が確立していないのが現状です。しかし、これまでの研究などから、いくつかのポイントに留意すれば、SIDS 発症の危険性を低くするというデータが得られているため、ご紹介します。

- ◆ **あおむけに寝させる**・・・うつぶせに寝かせた時のほうが SIDS の発症率が高いことが分かっています。この取り組みは、睡眠中の窒息事故を防ぐ上でも有効です。
- ◆ **たばこ**・・・SIDS 発症の大きな危険因子です。特に妊婦や赤ちゃんの傍での喫煙は推奨されていません。

当園では SIDS 予防のために、

- ・部屋は、睡眠時の乳幼児の顔色が観察できるくらいの明るさを保つようにしています。
- ・0歳児、1歳児クラスは、医師がうつぶせ寝を勧める場合以外は、できる限りあおむけに寝かせています。2歳児クラス以上でも、家庭での生活や就寝時間、発達の状態など一人一人の状況を把握できるまでは必ずあおむけに寝るようにしています。
ご自宅でも可能な限りあおむけで寝る練習をしていただくよう、ご協力をお願いします。
- ・よだれかけ(スタイ)は外し、顔の近くにおかないようにして寝かせています。
- ・厚着、薄着をさせすぎない、エアコンをきかせすぎないなど、調節しています。
- ・0歳児クラスでは、ルクミー午睡センサーによる午睡チェックを導入しています。
センサーが体動や体の向きを検知し、うつぶせ寝や体動静止状態が続いた場合にアラートが出ます。必ず職員も見守る体制をとっており、子どもたちの体の向きや呼吸状態、顔色、布団や掛物が顔にかかっているかを数分おきにチェックしています。
センサーと目視の二重で見守ることで子どもたちの睡眠中の安全を守ります。

※ご家庭でも睡眠環境に注意しましょう。

入園当初の保育時間 (慣れ保育)について

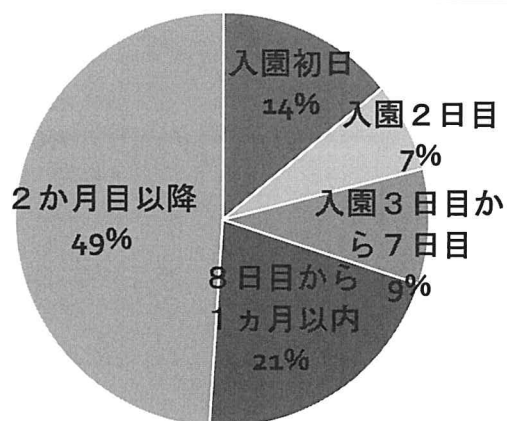


保育園では、年齢の低い子や、集団保育が初めての子など、お子さんによって状況が様々ですので、お子さんの状況・様子を見ながら徐々に保育時間を延ばしていくことが望ましいです。新入園児のお子さん(特に 0～2 歳児クラス)には、徐々に保育時間を延ばし、環境の変化に順応していけるように、お預かり初期の「慣れ保育」をお願いしています。下記のデータの通り、保育施設での睡眠中の「突然死」は、お預かり初期に多く発生していることが報告されています。

〈 預け初め1か月で「突然死」が多い 〉

内閣府のまとめでは、保育施設に預けられた乳幼児が睡眠中などに突然死亡する「突然死」は 2007 年～2016 年の 10 年間の調査によると 146 件報告されています。事故などのケースを除いた43件を東京都保健医療公社多摩北部医療センターの小保内俊雅小児科部長らの研究グループが分析したところ、全体の3割が預け初めから 1 週間以内に発生していました。

保育施設における睡眠中の突然死

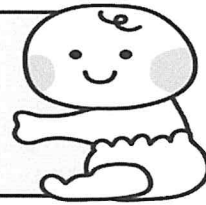


《 在園期間別内訳 》

1か月以内に発生した突然死は、全体の半数に上っていました。

子どもは成長とともに新しい環境に順応する力をつけていきますが、その経験が少ない 3 歳児未満の子どもについては、保護者から離れて 1 人で保育園に入ることが、想像以上の大きなストレスになっていると考えられています。できる限り、お子さんの「新しい環境に対する心理的ストレス」や、「疲労による身体的ストレス」を軽減できるよう、ご協力をお願いいたします。

食物アレルギーについて



食物アレルギーとは、食べたり、触ったり、吸い込んだりした食べ物に対して、免疫システムが過剰に反応し、体に何らかの異常が現れる病気です。原因物質は、乳幼児では鶏卵・牛乳・小麦(三大アレルゲン)が多いですが、その他にピーナッツ・大豆・大豆製品・ゴマ・甲殻類(エビ・カニ)などもあります。食物アレルギーを有する園児への対応については、厚生労働省「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に基づき、可能な範囲で対応をしています。基本的に、保育所で「初めて食べる」食物がないようご協力をお願いいたします。

特定の食物アレルギーのあるお子さんは、以下の書類をご用意いただき、面談を実施の上対応方法を確認し決定します。

提出していただく書類

- 保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表 : 医師記入
- アレルギー除去食品依頼書 : 保護者記入
- 食物アレルギー対応票兼同意書 : 保護者記入
- 緊急時個別対応票 : 保護者記入
- (除去対応解除の場合)除去解除届 : 保護者記入
- (薬剤の預かりが必要な場合)与薬依頼票 : 医師、保護者記入

* 食物アレルギー除去食の対応は、年度毎の更新になります。同じ内容で継続の場合も、年1回は食物除去指示書等の必要書類の提出と面談が必要です。

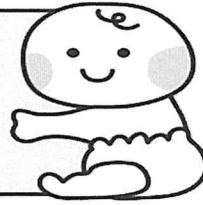
〈保育園でアレルギー症状が出た時は〉

アレルギー症状は突然出ることがあるため、保育園では慎重に対応していきます。

- ①経過を見ながら保護者に連絡し、家庭での様子を確認することがあります。
- ②症状によっては、お迎えをお願いすることがあります。

※じんましんや腹痛などの一つの症状にとどまらず、呼吸困難や喘鳴などの呼吸器症状、下痢や嘔吐などの消化器症状、重症の場合は血圧が急低下や意識消失を起こすこともあり、これらをアナフィラキシーショックといいます。このようなことを起こさないためにも、アレルギー症状のあるお子さんは必ずお伝えください。また、緊急連絡先記載欄には、必ず連絡のつく番号の記載にご協力をお願いします。

咀嚼(噛むこと)は 習得するもの



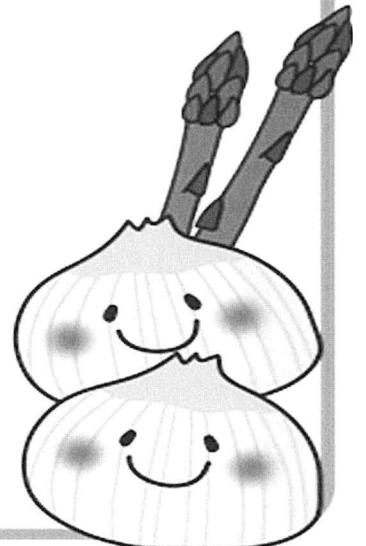
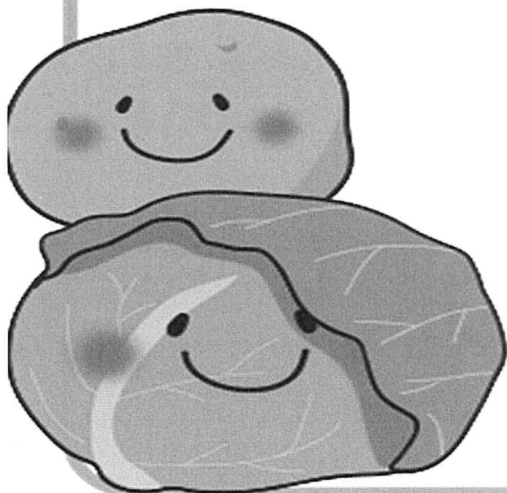
近年、硬いものが食べられない子どもやよく噛めない子どもが増加し、顎の発達が不十分であったり、歯並びの良くない子どもが増えているといわれています。「食べ物を噛んで、飲みこむ」能力は、離乳食、幼児食を通して練習により身に付けられるものです。園における食事でも、健康の観点からよく噛んで食べるよう見守ります。ご自宅でも咀嚼と健康とのかかわりについて考えてみましょう。

- ・離乳食の始まる5～6か月ごろから奥歯の生えそろう3歳位まで、口の機能の発達に合わせた食事を食べることで、咀嚼能力を習得していきます。
- ・離乳食の開始期から、食べ物の硬さ(調理の形態)は段階を追って少しずつ進め、噛むことを教えることが、咀嚼能力を身に付けさせるうえでの基本になります。
- ・噛むことを覚えないうちに、食べ物の硬さを増してしまうと、噛むことの練習ができず、飲み込むことの練習になってしまうといわれています。
また、いつまでも軟らかいものだけの食事では、噛むことを覚えることができません。
- ・食べ方に合わせて、少しずつ硬さを増していくことが大切です。
- ・子どもの噛む力が発達してきたら、噛みごたえのある食材(小魚、豆類、根菜類など)を毎日の食事に取り入れて、よく噛んで食べる習慣を身につけましょう。

※食材を大きめに切る、皮つきで食べられるものは皮つきのまま調理することも効果的です。
また、お茶や汁物で流し込んで食べずに適量を口の中に入れて、ひとくち30回を目標に噛むようにしましょう。

☆噛むことのメリット

- ・消化吸收を助ける→肥満予防
- ・味覚の発達
- ・脳の発達
- ・歯の病気予防
- ・顎の発達
- ・がん予防



汚れた衣類・シーツ等の 返却について



集団生活をしている保育園では感染症が拡大することがあります。感染を広げないようにするため、本人の嘔吐や下痢、血液、尿で汚れた衣類・シーツ等は洗わずにそのままビニール袋に入れてお返しいたします。

〈嘔吐物や排泄物で汚染された衣類やリネンの家庭での消毒方法〉

☆換気をしながら行いましょう。

使い捨て手袋、マスクを着用して、汚物(吐物)を落としてから、消毒します。

塩素系消毒剤で消毒する方法と熱湯で消毒する方法があります。

方法①適切な濃度(0.1%)の塩素系漂白剤の希釈液を作り、10分以上浸し消毒する。

希釈液の作り方次亜塩素酸ナトリウム(ハイター)を、500mlのペットボトルに
10ml(ペットボトルのキャップ2杯分)入れて混ぜる。

※塩素系漂白剤は、脱色を起こす可能性があります。ご注意ください。

脱色が心配な場合は、以下の方法②で消毒してください。

方法②85度以上の熱湯に1分以上つけて消毒する。

☆使用したマスクと手袋は表面に触れないように外し
ビニール袋に入れてから捨てましょう。

※消毒後、他の洗濯物と分けて一番最後に洗濯します。



添付資料 I

厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン」より

主な感染症と登園のめやす

感染症名	感染しやすい期間※	登園のめやす
麻疹(はしか)	発症 1 日前から 発疹出現後の 4 日後まで	解熱後 3 日を経過していること
インフルエンザ	症状がある期間 (発症前 24 時間から発病後 3 日程度までが最も感染力が強い)	発症した後 5 日経過し、かつ解熱した後 2 日経過していること(乳幼児は 3 日経過していること)
新型コロナウイルス感染症	発症後 5 日間	発症した後 5 日を経過し、かつ症状が軽快した後 1 日を経過すること ※無症状の感染者の場合は、検体採取日を 0 日目として、5 日を経過すること
風疹	発疹出現の 7 日前から 7 日後くらい	発疹が消失していること
水痘(水ぼうそう)	発疹出現 1～2 日前から痂痂化(かさぶた)形成まで	すべての発疹が痂(かさぶた)化していること
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	発症 3 日前から耳下腺腫脹後 4 日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから 5 日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	－	医師により感染のおそれがないと認められていること
咽頭結膜熱(プール熱)	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後 2 日経過していること
流行性角結膜炎	充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後 3 週間を経過するまで	特有の咳が消失していること 又は適正な抗菌性物質製剤による 5 日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症(O157、O26、O111 等)	－	医師により感染のおそれがないと認められていること。(無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している 5 歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5 歳未満の子どもについては、2 回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能。)
急性出血性結膜炎	－	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症(髄膜炎菌性髄膜炎)	－	医師により感染の恐れがないと認められていること

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については(－)

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後 1 日間	抗菌薬内服後 24～48 時間が経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑(りんご病)	発疹出現前の 1 週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 (ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等)	症状のある間と、症状消失 後1週間(量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間(便の中に 1 か月程度ウイルスを排出しているので注意が必要)	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれる こと
RS ウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発疹が痂皮(かさぶた)化していること
突発性発疹	-	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと
ヒトメタニューモウイルス	1-2 週間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと

登園届（保護者記入）

記入年月日 年 月 日

世田谷いちい保育園南ウイング 園長 様

園児氏名

病 名「 」

年 月 日 医療機関名「 」において
症状も回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので登園いたします。

保護者氏名

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、こどもたちが快適に生活することが大切です。保育園児がよくかかる下記の感染症については、登園のめやすを参考にかかりつけ医師の診断に従い、登園届の提出をお願いいたします。なお、保育園での集団生活に適應できる状態に回復してから登園するようご配慮ください。

保護者による「登園届」の記入が必要な感染症と登園のめやす一覧表

医師の指示を仰ぎ、治癒後に登園する際は園にて登園届の記入をお願いします

病名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹(はしか)	発症 1 日前から発しん出現後の 4 日後	解熱後 3 日を経過してから
インフルエンザ	症状がある期間(発症前 24 時間から発症後 3 日程度までが最も感染力が強い)	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱後 2 日を経過するまで(乳幼児にあたっては、3 日を経過するまで)
新型コロナウイルス (COVID-19)	発症後 5 日間	発症した後 5 日を経過し、かつ症状が軽快した後 1 日を経過すること ※無症状の場合は、検体採取日を 0 日目として、5 日を経過すること
風しん	発しん出現 7 日前から後 7 日間程度	発しんが消失後

水痘（水ぼうそう）	発しん出現 1～2 日前から痂皮形成まで	すべての発しんが消失後
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症 3 日前から耳下腺腫張 4 日	耳下腺、顎下線、舌下線の腫脹が発症してから 5 日を経過するまで、かつ全身状態が良好になった後
結核	—	医師が感染の恐れがないと認めた後
咽頭結膜熱（プール熱）（アデノウイルス）	発熱・充血などの症状が出現した数日間	主な症状が消え 2 日経過した日
流行性角結膜炎（はやり目）（アデノウイルス）	充血・目ヤニなど症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失してから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後 3 週間を経過するまで	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の服薬による治療を終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111 など）	—	医師が感染の恐れがないと認めた後 (2 回以上連続で便培養が陰性になってから)
急性出血性結膜炎（エンテロウイルス）	症状が出現後、1～2 週間	医師が感染の恐れがないと認めた後
髄膜炎菌性髄膜炎（侵襲性髄膜炎菌感染症）	—	医師が感染の恐れがないと認めた後
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後 1 日間	抗菌薬内服後 24～48 時間経過した後
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まった後
手足口病	手足や口腔内に水泡・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（リンゴ病）	発しん出現前の 1 週間	全身症状がよいこと
ウイルス性胃腸炎（ノロ・ロタ・アデノ等）	症状のある期間と症状消失後 1 週間	嘔吐・下痢などの症状が治まり普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく普段の食事がとれること
RS ウイルス	呼吸器症状がある期間	呼吸器症状が消失し全身症状がよいこと
ヒトメタニューモウイルス感染症	呼吸器症状がある期間	呼吸器症状が消失し全身状態がよいこと
帯状疱疹（ヘルペス）	水泡を形成している期間	全ての発疹が痂皮（かさぶた）化してから
突発性発疹	—	解熱し機嫌がよく全身状態がよいこと

※登園届は不要ですが、医師による診察を受け、登園の可否についてご確認ください。

病名	感染しやすい期間
アタマジラミ	丘疹、紅斑を生じ、かゆみの強い皮膚炎を起こす (頭髪を観察し、早期に発見し、一斉に駆除することが効果的)
水いぼ	光沢を帯びた2ミリ程度のいぼ (集団の接触感染をするため、病巣を有効な方法で覆うなど注意が必要)
伝染性膿痂疹(とびひ)	紅斑、水泡、ただれ、かさぶた、かゆみを伴うこともある (集団の接触感染をするので、病巣を有効な方法で覆うなど注意が必要)

与 薬 依 頼 票 記入日： 年 月 日

社会福祉法人 世田谷いちい保育園南ウイング

保護者記載欄	
園 児	氏名 生男・女 生年月日 年 月 日
保 護 者	氏名 連絡先 電話 ()
医療機関	病院・医院名： 医師名：
持参した薬	薬品名： 剤 型：飲み薬 【 散（粉薬） ・ 液（シロップ） ・ 錠 】 外用薬 【 塗り薬 ・ 坐薬 ・ その他 】
保 管	室温 ・ 冷蔵庫 ・ その他（ ）
使用する方法	午前 ・ 午後 時 分 または 食事（おやつ）の 分前 ・ 分 後 その他具体的に（ ）
医師記載欄	
疾 患 名	
薬 名	
薬の効用	副作用（ ）
・薬剤の種類と 1回分の量 ・保管方法	散薬 包 / 水薬 ml/ 坐薬 個（ mg） 外用薬 その他 常温 ・ 冷蔵 ・ その他（ ）
与薬時間	昼食前 ・ 昼食後 ・ その他（ ）
期 間	年 月 日 から 年 月 日まで（最長3月31日まで）
特記事項 ※服用後の嘔吐、坐薬挿入後の排便など規定量を与えられなかった時の対応 他	
医療機関名 住 所 医師名	年 月 日 印 電話（ ）

※以下 保育園記載欄

使 用 日	/	/	/	/	/
受 領 者					
保 管 者					
与 薬 者					
与 薬 時 間					
備 考					

園長	主任	看護師	担任

保育時間内の与薬について

保育園では、薬の預かりや与薬を行わず、体調が悪いときは家庭で様子をみて頂くか、病児保育または病後児保育を利用して頂くのが原則です。ただし、やむを得ない理由で保育時間中に与薬が必要な場合には、保護者と保育園との話し合いの上、保護者からの与薬依頼票の提出をもって保育園の担当者が代わって与薬します。この場合、万全を期するために下記事項を確認し、ご理解ご協力をお願いいたします。

1. お預かり、与薬の対象となる病気の種類・状態

下記 1) .2) .3) のいずれかで、通常の保育に何ら差し障りのない安定した状態であり、診察医または主治医（以下、医師）が保育時間内の与薬が必要と判断し処方した場合。

- 1) 慢性疾患（てんかん、内分泌の病気、心臓の病気、その他）のため、保育時間内の決まった時間に服用する必要があると医師が判断した場合。
- 2) 熱性けいれんの既往があり、医師が保育時間内の急な発熱に伴うけいれんの予防が必要と判断した場合。
- 3) 食物アレルギーの症状発現時の頓用薬。

2. お預かりして、与薬ができる薬の種類と取扱い

- 1) 医師が処方し調剤したもの、またはその医師の処方により薬局で調剤したものに限りします。
- 2) 慢性疾患（てんかん、内分泌の病気、心臓の病気、その他）のため、医師が保育時間内の決まった時間に服用することが必要と判断し処方した薬。
- 3) 熱性けいれんの既往があり、医師が発熱に伴うけいれん予防のために必要と判断し処方した坐薬。
- 4) 食物アレルギーの症状発現時の頓用薬。（エピペン、散薬、その他）
- 5) 外用薬（ぬり薬）については、医師が処方した薬で、保育時間内に外用する必要がある場合のみが対象です。この場合、外用する部位、状態や時間帯等、医師の具体的な指示を「与薬依頼票」の特記事項欄に記載して下さい。

3. お預かりと与薬ができない薬の種類と取扱い

- 1) かぜ（咳、鼻水・鼻づまりなど）、下痢、解熱剤などの急性の病気の薬。
- 2) 保護者の個人的な判断で持参した薬（市販薬、以前に処方された残薬など）。

4. 与薬についての約束事項

- 1) 医師の診察を受けるときには、お子さんが〇〇時から〇〇時まで在園していること、保育園では原則として服用できないことを伝え、可能な限り家庭での与薬となるように相談して下さい。
- 2) 薬は1回ずつに分けて、袋や容器にお子さんの名前、薬品名、日付・与薬時間を記載し、当日分のみを持参して下さい。散薬（粉薬）は処方時の袋のままで、水薬（シロップ）は、毎回清潔な容器に1回分を準備して下さい。ただし、外用薬についてはこの限りではありません。
- 3) 熱性けいれん予防の坐薬、食物アレルギー症状発現時の頓用薬を使用する前には、原則として保護者に連絡し、確認と同意をとった上で与薬します。そのため、いつでも確実に連絡できる場所と連絡方法を記載して下さい。なお、与薬は応急処置です。そのままお子さんをお預かりすることはできません。確認の連絡が入りしだい、速やかにお迎えをお願いします。